

平成 22 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 22 年 9 月 9 日 開会

平成 22 年 9 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

9月9日（木）

（第1日）

## 平成22年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成22年9月9日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
10番 後藤 英範君  
1番 立山 広滋君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
9月 9日（木）	本会議	提案・説明・質疑・付託
9月10日（金）	休 会	各委員会
9月11日（土）	〃	
9月12日（日）	〃	
9月13日（月）	〃	各委員会
9月14日（火）	〃	各委員会
9月15日（水）	〃	
9月16日（木）	本会議	一般質問
9月17日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

- 日程第 3 認定第 1号 平成21年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 4 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 5 同意第 5号 高森町教育委員会委員の任命について  
日程第 6 議案第48号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について  
日程第 7 議案第49号 高森町過疎地域自立促進計画について  
日程第 8 議案第50号 高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定について

- 日程第 9 議案第 5 1 号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 2 号 平成 22 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 5 3 号 平成 22 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 5 4 号 平成 22 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 5 5 号 平成 22 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 5 6 号 平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 5 7 号 平成 22 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 5 8 号 平成 22 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- |           |        |          |       |
|-----------|--------|----------|-------|
| 町長        | 藤本正一君  | 副町長      | 宇藤信幸君 |
| 教育長       | 渡邊哲郎君  | 総務課長     | 色見隆夫君 |
| 住民福祉課長    | 後藤秀希君  | 税務課長     | 村上源喜君 |
| 産業観光課長    | 後藤正三君  | 産業観光課審議員 | 甲斐敏文君 |
| 建設課長      | 瀬井公吉郎君 | 会計課長     | 甲斐末久君 |
| 教育委員会事務局長 | 佐伯実範君  | 総務課長補佐   | 杉田則秋君 |
| 住民福祉課長補佐  | 廣木富八君  | 住民福祉課長補佐 | 岩下公治君 |

税務課長補佐	橋本和則君	産業観光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君
色見保育園園長代理	瀬井類子君	代表監査委員	色見弘司君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、平成22年第3回高森町議会定例会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、朝晩はようやく涼しくなり、秋の気配を感じる今日この頃でございますけれども、日中はまだまだ暑い日が続いております。議員の皆さまも体には十二分に気をつけていただきまして、活躍をされることをお祈りを申し上げたいと思います。

また、平成21年度決算監査報告いただきます代表監査委員の色見様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、今年は、日本各地で大雨による災害等が発生をしております。特に北海道でも発生した災害は、地球温暖化が進んでいることを感じさせるものでございます。本町におきましては、幸いなことに大した被害もなく、一安心している状況でございますけれども、今後、台風シーズンを迎えるにあたりまして、被害がないように、発生しないようにということを祈るばかりでございます。

また、4月の宮崎県において発生いたしました口蹄疫も全ての処理が完了し、先月ようやく終息宣言がなされ、一安心しているところでございます。本町においては、天候不順による農作物への影響も懸念しておりましたけれども、8月以降の天候の回復によりまして、心配していたほどのことはない、ほっといたしているところでございます。

さて、日本の経済状況を見ますと、円高株安などで先行きが大変心配されております。一刻も早く経済対策が叫ばれておりますけれども、国政では与党の民主党の代表選挙の真っ最中でありまして、対策の遅れを懸念をしている次第でございます。

また、本町におきましては、先月29日に、高森町消防団をはじめ、高森警察署、また高森町の社協、食の会のボランティアの方、また県当局の協力を得ながら、

村山・上在地区の皆さんの協力をもとに、災害を想定した訓練を行ったことございます。そのとき、心構えとして、本当に感じといたしまして実感を受けたことは、やはりこの自然の驚異は必ずやってくるということを思いました。いかに素早く対応ができる準備をするかなど、また町民の方々にできる限り詳細に早く適確に情報を提供すべきであると。また、避難をするときは、安全、確実に行う、また地域の危険地帯を日頃から予知をしながら、また把握をしながら準備をしておかにかんかんあつと、そのようなことを思って、この防災訓練を終えたところでございます。私どもも、そういう地域に住んでいる以上は、いつも心の準備だけとはいうことでございます。そういうことを議員の方々にも地域のことをよく把握をしていただきながら、またこの行政の方にもいち早くいろんなものに、災害等につきましても情報を提供いただければ尚一層有難いと、そのように思っておるところでございます。

また、地域住民の安全・安心のために、また児童生徒を犯罪から守るために、高森町安心安全パトロール隊を発足いたしまして、44名にして組織をし、30日の日に高森中央小学校で発足式を行い、高森警察署の方から来て応援をしていただきながら、早速、パトロールということで行いました。

また、中止となりました風鎮祭に替わりますイベントは、来たる10月3日、ねりんピックが3日でございますが、2日から3日にかけて、何か併せてやろうというふうなことで、今、準備をいたしているところでございます。もうしばらく時間的なものはかかりますけれども、着実に土曜・日曜、10月2日・3日のどちらかの方に、皆さん方にもご協力を得ながら、地域のイベントを組みたいと、そのように思っておるところでございます。

本町の基幹産業でございます農林業においても、価格低迷や後継者不足等で活力を失っている状況でございます。このようなことから、企業誘致や進出の推進を図りまして、雇用の場の確保を図るとともに、来年3月の九州新幹線全線開通に向けまして、隠れた観光資源の開発を通じて、観光客の集客に努めるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、予算の執行にあたりましては、できる限り地域住民の方々の目線に立って事業を推進しております。主なものにつきましては、大切畑地区水道事業・地上デジタル放送難視地区解消事業、移動通信用鉄塔施設整備事業、学校におきます太陽光発電施設整備事業など、インフラの整備に努めておりますし、また根子岳観光線や南片山線、また天神前原線というふうな各箇所ございますけれども、そのインフラの整備に今努めているところでございます。

なお、付け加えますが、皆様方とこの前、全協でお話をいたしました、介護保険の不正請求につきましては、9月2日の日に、私自ら県の方に出向き、今後の取り組み方について指導を仰ぎましたけれども、はっきりした返事がありませんでした。大変1時間余りの職員の方、私の方から4人ほど行きましたんですが、なかなか食い違いがございまして、その内容につきましては、きちっとした返事がないのが今の現状でございます。それを含めて、この内容につきましては、今会期中に全協等をお開きをしていただいて、報告を申し上げたいと思います。今後につきましては、今、文書にて県の方に回答を求めるように指示をいたしておりますので、その結果が出ましたら、再度、全協の方をお開きをいただき、ご報告を申し上げたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日、定例会に予定します議案は、人事案1件、条例案2件、予算案7件、その他案件が4件の計14件でございます。

何卒よろしくご審議をしていただきますようお願いを申し上げ、今回の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成22年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 後藤英範君、1番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番、甲斐です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成22年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月9日から9月17日までの11日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月17日までの9日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 認定第1号 平成21年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 日程第3、認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。

○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより、平成21年度高森町各会計決算審査並びに財産・基金の運用状況審査の報告をいたします。

この決算審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成21年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類などの照合など、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めたその他の審査手続きを平成22年8月19日より8月25日までの期間において実施した。

審査の結果、平成21年度一般会計及び特別会計の決算額は、第1表のとおりで、審査にあたっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、各関係諸帳簿・証書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。

また、予算の執行及び収入支出事項の処理については、適正であることを認めた。財産管理においても、概ね良好であることを認めた。

決算の概要及び予算執行について、一般会計、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりである。

歳入総額は44億8,987万7,000円で、その主なものは地方交付税20億7,865万4,000円、構成比46.3%、国庫支出金6億5,071万8,000

0円、構成比14.5%、県支出金3億3,526万7,000円、構成比7.5%などとなっている。

主な歳入については、款別前年度との増減状況を見ると、国庫支出金が4億3,920万6,000円で207.7%の増、地方特別交付金は392万4,000円で59.9%の増、財産収入は974万5,000円で53.7%の増、県支出金は7,644万4,000円で29.5%の増であった。

これに対して、諸収入は2,763万3,000円で44.6%の減、自動車取得税交付金は941万3,000円で35%の減、利子割交付金は46万7,000円で21%の減、町債5,843万2,000円で14%の減となっており、歳入総額においては4億9,019万1,000円で12.3%の増となっている。

自主財源は8億8,343万8,000円で、決算額の19.7%、前年度は24.2%であり、前年度に比べ664万円で0.7%の減である。依存財源は36億643万9,000円で、決算額の80.3%、前年度は75.8%、前年度に比べて4億9,673万円で13.8%増である。

歳入の執行状況は51億3,800万6,000円の予算額に対し、調定額は45億5,047万6,000円、収入総額は44億8,987万7,000円、不納欠損額は162万1,000円、収入未済額は5,897万9,000円となっている。

歳入状況を述べると、次のとおりである。

第1款、町税。町税は調定額の5億8,272万5,000円に対して、収入済額は5億4,886万8,000円、不納欠損額は162万1,000円、収入未済額は3,223万6,000円で、収納率は94.5%、前年度は91.3%となっている。

収入済額においては、前年度と比べ1,515万円の増で、主に固定資産税の大口滞納者の納付によるものである。

町税の未納については、職員において徴収に努力されているところであり、昨年度と比較して3,199万4,000円減少しており、成果が十分に上がっていると思われる。しかしながら、昨年度は固定資産税の大口滞納があり、通常の年度とは違う状況であったから、19年度との比較をすれば、705万3,000円の滞納額の増加の傾向を示している。

第10款、地方交付税。地方交付税は、普通交付税19億3,225万9,000円と、特別交付税1億4,639万5,000円の、20億7,865万4,000円で、決算構成比は46.3%を占めている。また、当初予算に比べ1億3,865万

4,000円、6.6%の増となっており、自主財源において乏しい本町において、貴重な一般財源であり、健全財政化確保への大きな要因となっている。

第14款、国庫支出金。調定額、収入済額は6億5,071万8,000円で、前年度に比べ4億3,920万6,000円の大幅な増となっており、その要因として国の景気対策による諸事業の増加によるものであり、事業消化ができないものについては、翌年度への繰り越しが行われている。

第15款、県支出金。調定額、収入済額は3億3,526万7,000円で、前年度に比べ7,644万4,000円の大幅な増で、国の景気対策による諸事業の増加によるものである。

第16款、財産収入。調定額、収入済額2,788万円となっており、前年度に比べ974万5,000円の増と、大幅な伸びとなっている。主に、休暇村敷地内の県有地立木売払収入、町有不動産（土地建物）売払収入によるものである。今後も遊休地の処分など積極的に行い、財源の確保に努められるべく努力することを期待する。

第18款、繰入金。調定額、収入済額7,902万7,000円となっており、前年度に比べ736万2,000円増加している。これは主に財政調整基金から繰り入れ増加によるものであり、今後も健全な財政運営のために基金の確保に努められたい。

第21款、町債。調定額、収入済額3億5,824万5,000円で、前年度に比較して5,843万2,000円の減少となっている。その主なものについて、臨時財政対策債2億794万5,000円、道路整備事業費債1億2,710万円である。

次に、歳出について述べると、歳出決算額は43億9,691万7,000円で、第6表のとおりである。前年度と比較して4億5,028万7,000円、11%の大幅な増となっており、その主な事業内容は次のとおりである。

第1款、議会費。議会は旅費の増により、前年度に比べ59万9,000円、1.0%の増となっている。

第2款、総務費。総務費は、定額給付金、普通建設事業費、積立金の増により、前年度に比べ1億3,479万1,000円、23.8%の増となっている。

第3款、民生費。民生費は、物件費、扶助費は減少したものの、後期高齢者特別会計への繰出金などの増により、前年度に比べ1,167万7,000円、1.3%の増となっている。

第5款、農林水産業費。農林水産業費は、林業振興費での間伐対策事業などの増

により、前年度に比べ6,836万3,000円、28.1%の増となっている。

第6款、商工費。商工費は、湧水トンネル公園整備事業などの増により、前年度に比べ5,641万6,000円、57.9%の増となっている。

第7款、土木費。土木費は、道路改良費などの増により、前年度に比べ1億3,185万2,000円、48.1%の増となっている。

第10款、災害復旧費。災害復旧費は、公共土木施設、農林水産業施設の災害復旧事業の増により、前年度に比べ3,690万2,000円、423.9%の大幅な増となっている。

第11款、公債費。公債費は、起債償還額の減により、前年度に比べ4,741万4,000円、5.6%の減となっている。

第12款、諸支出金。諸支出金は、財政調整基金の積立増により、前年度に比べ5,753万5,000円、30.6%の増となっている。

本年度の不用額は5,266万5,000円で、前年度3,424万1,000円と比べ、1,842万4,000円の増である。

予備費を除いた不用額は4,414万8,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものである。

節において、少額であるが、予算計上のまま不用額になっているものも見受けられたが、内容的には執行見込みが読めないものがあるが、原則的に状況を的確に把握し、早期に計画を立てた上で適正な事務処理をお願いする。

予備費充用について、違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予備費充用は8件、452万7,000円、前年度11件、357万1,000円で、前年度に比べ件数にして3件の減、金額にして95万6,000円の増である。その主なものとして、法人町民税の確定申告に伴う還付、梅雨前線に伴う豪雨被害設計委託料となっている。

収支の状況、最近の3カ年の収支の状況は、第7表のとおりである。

平成21年度の実質収入は5,884万9,000円の黒字であり、前年度と比較すると1,364万4,000円の増となっている。また、平成21年度の単年度の収入は1,364万4,000円の黒字で、基金積立金の2億2,648万7,000円、基金取崩金が6,950万円となり、実質単年度収支は1億8,623万4,000円の黒字である。

12ページ、財政運営について、財政運営の目的は、財政の健全化を確保し、さらに限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。こ

の目標を達成するためには、財政運営がその時代の要望に対応した行政目的の実現に最適であるものであることが必要と思われ、その財産運営の分析するものにあたっての基本的原則は、1、収支の均衡の保持を目指した画期的な財政運営が行われたか、2、財政構造の弾力性確保の努力が十分になされているか、3、行政水準の維持向上のために積極的な財政運営がなされているかが上げられている。

以上、これらの観点から12ページから15ページまでに記述しているが、普通会計にあたる財産運営については、総合的な意見を述べると、本町の財政運営については、実質収支比率2.3%、経常収支比率は85.0%、財政力指数は0.23、公債費比率は12.8%、起債制限比率11.4%と厳しい中、関係者が真剣に取り組み、努力されてきたことをうかがい知ることができる。

しかしながら、この中でも経常収支比率85.0%は決して良好な値ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされている。本年度は、前年度より4.5ポイント下降しているが、本町の財政構造は硬直化が懸念される。

今後、さらに地方交付税などが減少する中で、これらを十分自覚しながら、硬直化に歯止めをかけるよう、さらなる行財政改革により抜本的な見直しを図り、財政の健全化に取り組む必要がある。

また、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図りながら、町税などの自主財源確保並びに徴収率の向上になお一層の努力を期待するものである。

16ページ、平成21年度起債の状況は、第12表のとおりである。平成21年度末の起債元金の残高は53億1,451万8,000円である。平成21年度の償還額のうち、充当された一般財源の額は7億6,150万4,000円で、公債費充当財源の95.4%を占めている。なお、平成21年度の現在高のうち、政府資金は48億4,504万4,000円となっている。

17ページ、特別会計。国民健康保険特別会計、歳入決算については、第13表のとおりである。歳入総額は11億38万5,000円、前年度に比べ4,249万4,000円の減となっている。

歳入の主なものは、国庫支出金3億918万9,000円、保険税1億9,964万9,000円で、全体の46.2%を占めている。

歳出においては、第14表のとおり、歳出総額10億2,264万7,000円となり、前年度に比べ6,853万1,000円の減である。その主なものは、保険給付費6億2,820万6,000円、共同事業拠出金1億6,198万7,000円で、全体の77.2%を占めている。

18ページ、次に収支状況は15表のとおりで、形式収支額は7,773万8,000円、単年度収支は2,603万7,000円の黒字、実質単年度の収支は基金への積み立てにより2,647万7,000円の黒字である。

19ページ、国民健康保険税収支状況は第16表のとおりである。国民健康保険税の滞納被保険者に対し、短期保険証を交付して、保険税の収納を図り、また滞納世帯に対して時間内外を問わず、税徴収に努められている。しかしながら、毎年増加している滞納額は、平成21年度においては6,090万円であり、再確認され、さらなる納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をお願いする。

また、昨年度から、特定検診並びに特定保健指導も実施されているが、計画書に掲げられた目標の達成に努められるよう要望する。そのことにより、疾病の主要因である生活習慣病の減少が図られ、医療費の削減につながることを期待する。

今後の重要課題として、退職者医療費が増加傾向にあることから、若年層の健康づくり対策と併せて、健診、保健指導による早期介入、疾病の重病化防止を図り、医療費の節減に努められるよう要望する。

後期高齢者医療特別会計、平成20年度老人保健制度より移行し、新たに創設された医療制度であり、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と称し、一定の対象者に独立させた新たな保険システムをもとに組み入れたもので、第17表・第18表のとおり、歳入総額は8,230万9,000円、歳出総額は8,034万3,000円となっている。

20ページ、介護保険特別会計、歳入決算状況については、第19表のとおりである。歳入総額は6億7,760万9,000円で、前年度に比べ2,250万5,000円の増である。その主なものは、支払基金交付金1億8,052万3,000円、国庫支出金1億6,372万5,000円、保険料9,838万8,000円、繰入金8,349万3,000円で、全体の77.6%を占めている。

22ページ、歳出。決算状況は20表のとおりである。歳出総額は6億2,352万円、そのうち保険給付費は5億9,201万1,000円が全体の94.9%を占めており、前年度に比べ3,247万8,000円の増となっている。

また、1人当たりの介護給付費は第21表のとおりであり、平成20年度と比較すると、認定者数、各種サービス受給者数が前年度を上回っており、全体的な介護保険給付費が増加していることが要因と思われる。このことを踏まえ、保険者に対して、介護保険に係る施設、事業者への指導などを含めて、介護給付費の適正化に努められたい。

簡易水道事業特別会計。歳入総額2億9,535万円、前年度に比べ2,835万円の増であり、主なものは使用料及び手数料9,938万円、地方債8,700万円、国庫支出金5,304万5,000円で、全体の81.1%を占めており、22表のとおりである。

歳出総額は2億7,266万3,000円で、前年度に比べ1,903万5,000円の増であり、第23表のとおりである。主なものは水道費2億832万5,000円、公債費6,433万8,000円となっている。

また、水道使用料の未納額が796万7,000円と、年々増加傾向にあることを常に認識され、善良な加入者の使用料負担に対する公平性などを考慮して、未納対策を十分検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを期待する。

農業用水供給事業特別会計、歳入総額は5,137万5,000円で、前年度に比べ1,531万9,000円の増である。主なものは繰入金4,064万2,000円で、第24表のとおりである。

歳出総額4,370万8,000円で、前年度に比べ1,257万8,000円の増で、25表のとおりである。本会計は基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、農業用水供給施設の維持など、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

24ページ、6、鉄道経営対策事業基金特別会計。歳入決算額は2,826万円で、その主なものは基金繰入金2,748万7,000円である。また、歳出決算額も同額であり、主に事業費2,826万円である。本会計は基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要と思われる。

25ページ、7、老人保健特別会計。歳入総額は1,692万3,000円で、前年度に比べ1億1,258万3,000円の大幅な減で、第28表のとおりである。

歳出総額は1,664万7,000円、前年度に比べ9,703万5,000円の大幅な減で、第29表のとおりである。

老人保健の大幅な減額について、平成20年度から後期高齢者医療費制度が創設され、それらに移行したことによるものである。

26ページ、資金運用状況。平成21年度の各会計の資金運用状況は第30表のとおりである。

27ページ、下段、第1四半期は、年度当初ということもあり、町税収入も5月からと遅いため、4・6月に入金がある地方交付税により全体を賄っている。

支出については、義務的な諸経費が全体であるため、十分な余裕をもって処理されている。

特別会計においては、例年、国保特別会計は4月に収入不足を生じているが、本年度においては不足なく処理されている。

第2四半期から第4四半期の2月までは、各会計とも収入不足を生じ、第1四半期の余裕金を繰り替え流用されている。

3、4月・5月の出納閉鎖期間では、一般会計、後期高齢者特別会計、農水特別会計、老人医療特別会計などによる収入不足を生じ、特に持ち越し資金によって対処されている。年間を通して一般会計によって9,296万円、特別会計1億6,442万3,000円、全会計で2億5,738万3,000円の歳計余剰金となっており、資金運用は良好に行われている。

28ページ、次に、財産の管理状況について申し上げます。有価証券・出資による権利及び債権の管理運営状況については良好である。今後においても、公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で債券運用に努め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。

物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で仕様保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特に課の統廃合後の備品台帳整備は良好である。備品は、町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び保管については慎重な対応をされていることを強く望む。

また、近年の財政状況の厳しさから、町所有の土地・建物などを、売買または廃止といった処分を積極的に行われているが、動産については使用しないものはインターネットの官公庁のオークションに出品し処分されている自治体も数多くあり、高額での取り引きがなされているケースも見受けられる。緊縮財政の折から、少しでも自主財源を増やすよう、早急に取り組まれることを望むものである。

車両については、運転日誌などの整備はされているが、今後も車両の点検実施を充実し、特に冬季の車両管理は十分注意を払い、安全確保を図られたい。また、車両更新が行われ、新車両が見受けられるが、自身の車両との意識をもち、行き届いた管理をされるよう望むものである。

公共施設については、管理状況及び利用状況により、廃止及び解体がなされていることは評価される。今後も未処理の分の早急な対応は、廃止・解体後の跡地利用などについては効率的運用が図られるよう十分な調査検討を望むものである。

基金、地方自治法第241条第1項前段の規定により、特別目的のために財産を

維持し、資金を積み立てる目的で基金を積み立てているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がされていると認めた。基金の年間増減及び平成22年5月末現在高は29ページの表のとおりである。

30ページ、むすび。平成21年度における日本経済は、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界金融危機の影響から、少しずつ景気は持ち直しの傾向が現れたが、依然として経済活動が低い状態となっている。

株価の低迷が続くとともに、ドルの信用不安による円高の進展や厳しい状況は続いている。日本経済の主要な依存先である輸出市場は、次第に回復しているものの、国内の雇用情勢や消費動向に深刻な影響が及んでおり、再びデフレ局面を迎えつつある。

このような状況の中で、年度当初町は「真に効果がある必要性のある事業を選択し、計画の実現に向けて」との予算方針を掲げ、さらなる経済危機対策としての地域活性化・教育施設など、生活対策に関連する事業を計上執行された。

それを受けた平成21年度一般会計は、歳入決算額44億8,987万7,000円、歳出決算額43億9,691万7,000円、歳入歳出差引額9,296万円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源3,411万1,000円を差し引いて、実質収入は5,884万9,000円の黒字決算となっている。

また、平成21年度の特別会計決算は、7つの特別会計合計で22億5,221万3,000円、歳出決算額20億8,779万円、歳入歳出差引額1億6,442万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支は1億6,442万3,000円の黒字決算となっている。

まず、一般会計・特別会計に係る収入未済額、不納欠損額についてみると、町税、国民健康保険税、各種保険料、使用料、手数料などの収入未済額は2億2,779万1,000円で、前年度に比較すると2,518万8,000円、11.1%減少している。この主な原因として、固定資産税の大口滞納者の納付があったこと、町税、国民健康保険税において、動産・預金口座などの差し押さえを含めて、積極的に徴収が行われたせいであり、高く評価できる。社会情勢が厳しくなった状況での税徴収は情勢的に厳しく、なかなか成果が上がりにくいことも考えられるため、まず「時効の有無」「時効の援用要否の確認」など、時効管理を徹底した上で、時効を迎えるものについては、不納欠損処理を確実にを行い、課を超えた横断的な体制づくりや、徹底した徴収実務研修などの積み重ねによる徴収技術の向上、さらなる税務手当の検討など、徴収に集中できる環境づくりを強く要望する。

各会計の調定額を占める収入未済額の割合を見てみると、町民税で5.5%、固定資産税で6.5%、軽自動車税で3.1%、国民健康保険税23.3%、後期高齢者医療保険料1.0%、介護保険料3.8%、簡易水道7.4%となっている。これらの数字からいえることは、特別会計における滞納者の多さは、それぞれの会計に掛かる負担の大きさや、また会計のどこに影響を及ぼしているかを分析する必要がある。

特に国民健康保険税の23.3%は、他の収入未済額と比較すれば突出しており、この不足分を健康保険税へ転嫁するようになれば、真面目に納付している町民は不公平感や不信感を抱く可能性が十分考えられる。したがって、詳細な分析を行った上で、早急に対応策を講じるよう強く要望する。

次に、基本管理状況及び起債状況について見ると、基金管理は適正かつ有利に管理されており、基金管理が行き届いているのが感じられる。厳しい財政下での運用なので、少しでも金利の高い商品を見極め、財源の確保に努めていただきたい。

起債状況については、平成21年度末の起債元金残高が53億1,451万8,000円となっており、昨年度末から5億3,333万4,000円ほど減額することができている。起債に対して、計画性をもって返済し、財政的に余裕がある場合は、繰上償還を行っているなどの努力の成果が現れているといえる。償還もピークを過ぎたため、確実に減らせるよう、今後も徹底した起債管理を行っていただきたい。

次に、財政指標について見ると、地方公共団体の財政力を示す財政力指数が0.23と、昨年より0.005ポイント悪化した以外は、財政運営の健全性を示す実質収支比率、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、財政構造の健全性を示す公債費比率、起債制限比率とともに好転しており、関係者の努力のあとが伺えている。

しかしながら、まだ健全財政と言い切れるまでには到達していないと思われるので、より一層の努力をお願いしたい。

最後に、ここまで様々な観点から、歳入歳出決算状況を審査した結果を述べてきたが、唯一懸念されるのは、自主財源と依存財源の比率である。平成19年・20年度は24.1%であった自主財源比率が、21年度は19.7%までに落ち、交付税などに対する依存率72.3%となっており、かなり厳しい状況と思われる。背景には、緊急雇用対策などの実施による交付金の増加があるためと考えられるが、国の財政もかなり厳しい状況となっており、今後、交付税の大幅削減策も十分考えられるため、自主財源確保の早急な対策を講じることに全精力を注ぐべきと強く要望する。

まとめとして、今後の行財政運営にあたっては、経済が依然として上昇基調にないため、税収入に大きな影響を与えることが予測される。したがって、早め早めの対応・対策を取り、貴重な自主財源となる町税収入が落ち込まないように、関係者の徴収意識と知恵を集結して、収納対策に臨んでいただきたい。

支出として、「真に必要な事業の検討や無駄のない合理的な事務処理」などを軸として、日頃から住民ニーズの的確な把握をし、緊急度や重要度の見極めを行っていただきたい。

職員がさらなる町の発展のために、同じ意識をもち、知恵を絞り、事業の推進や経費削減などに努めていただきたい。

職員相互が明日の高森を語り合えるような魅力ある組織であるために、人事管理基本方針を策定し、個々の長所がいかされ、なおかつ住民サービスも向上するような人事管理の徹底と事務改善のために、恒常的な委員会設置などを切望する。

以上をもって、審査報告を終わります。

○議長（三森義高君） 色見代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

〔議長、よごございますか〕と 呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） はい。

○6番（後藤和昭君） 6番、後藤です。

先ほど、議運の委員長とですね、議長の今回の議会の日程、この期間において誤差があったように感じております。

○議長（三森義高君） はい。これにつきましては、これが終わりました後に、議運の委員長の方から訂正の申し出をいただきますので、その点、よろしく願いいたしたいと思います。

しばらく休憩したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩します。11時から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長から、発言の訂正申し出がっておりますので、発言を許します。

議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

先の議会運営委員会の会期の決定につきましてご報告いたしましたが、一部、日にちが間違えておりましたので、訂正をいたします。

会期の期間については、11日間と申し上げましたが、9日間でございますので、訂正をさせていただきます。終わります。

-----○-----

#### 日程第4 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三森義高君） 日程第4、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

これは、いわゆる破綻状態である財政再生等信号を示す早期健全化の2段階によって、自治体の健全化を示す指標として、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき導入されたものでございます。

指標としましては、実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費負担比率、将来負担比率の4指標がございます。このうち、実質公債費負担比率につきましては、平成19年度から21年度の3カ年の平均値から算定しております。また、公営事業につきましては、本町では簡易水道事業がこれにあたり、資金不足比率がござい

ます。平成19年度決算から議会への報告が必要となっておりますことから、本年も今回の報告となったところであります。

平成21年度決算によりますと、4指標のうち、本町が該当するのは実質公債費比率と将来負担比率の2つであります。それぞれ早期健全化のための基準を下回っております。また、公営事業に関わります資金不足比率につきましては、今回も該当ありません。

以上、この件に関しましては、法の定めるところにより、監査委員の審査を受けておりますので、審査結果に関する報告を付して説明といたします。

○議長（三森義高君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

#### 日程第5 同意第5号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（三森義高君） 日程第5、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第5号で議会の同意を求める件でございますが、高森町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平田ルリ子氏は、人格高潔で識見も高く、現在、高森町教育委員として、本町教育行政にご貢献をいただいております。

その任期が本年9月30日をもって満了するために、同氏の教育委員会委員に再任命いたしたく、選任同意を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第6 議案第48号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部  
変更について**

○議長（三森義高君） 日程第6、議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第48号でご提案申し上げました阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合同規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、表中第3号の職員の研修に関する事務については、平成20年4月より、熊本県市町村職員研修協議会において、県内全自治体職員を対象に職員研修をしており、本組合での滞実績もないことから、職員の研修に関する事務の条文を削除するものです。

また、執行機関の組織の強化及び組合議会の組織の明確化を図るため、現行の組合議員の組織及び議員の選挙の方法並びに執行機関の組織及び選任の方法を変更し、併せて複合的一部事務組合に認められる地方自治法第287条の2第1項に規定する議決方法の特例の規定を設けるため、現行規約の変更を行うものであり、現行組合同規約第3条、第5条、第6条及び第7条の全部、若しくは一部を変更し、第7条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に第7条として、議決の特例に関する条文を新たに加えるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

なお、本案については、構成市町村での同文議決となっていることを申し添えます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第49号 高森町過疎地域自立促進計画について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第49号でご提案いたしました高森町過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げます。

高度成長期に始まりました都市への人口流出、全国的規模の過疎化現象を生み出してまいりました。本町の国勢調査によりますと、人口の推移を見ますと、昭和35年調査時の1万3,652名をピークに減少の傾向にあり、平成17年の調査では7,081人となり、昭和35年と比較してみますと、6,571人、48.1%減となっております。

このようなことから、昭和45年過疎地域対策緊急措置法を制定以来、相次ぐ法改正の中に、国・県・市町村が一体となって、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施をしてきたところでございます。この間、生活基盤であります公共施設等の整備を進めてまいりましたが、今なお人口の流出、少子高齢化が進んでいるほか、近年の社会情勢から、地域の産業経済の停滞や後退が見られるなど、依然として厳しい状況が続いているところであります。

一方で、地域間交流の拡大、情報通信の発達、住民ニーズの多様化等の、時代が大きく変化する中において、過疎地域は風格ある美しい国土づくりに寄与、新しい生活空間としての役割と、地域自立への挑戦、高齢化社会への先進地としての貢献といった重要な役割を果たしているところであります。

今回、ご提案をいたします計画は、平成12年に立法措置されました過疎法の

失効期限が本年3月末までであったことから、国への働きかけや議員の皆様方の決起集会への参加など、積極的な行動によりますご尽力の結果、平成28年3月末まで6年間の延長となりましたことから、本町といたしましても、今年度から27年度までの6年間の事業計画を策定するものでございます。

以下、計画の概要についてご説明を申し上げます。

今回の計画策定にあたりましては、昨年3月にご決定をいただきました高森町総合計画並びに後期過疎計画を基礎とし、熊本県過疎地域自立促進方針を指針とし、現時点での本町の情勢や新過疎法を踏まえた計画として策定をいたしております。

本計画での自立促進の基本方針といたしましては、町民が安心して心地よく、笑顔で暮らし、産業の振興や雇用の確保となる町の元気を創造する総合計画に沿った目標としております。

各項目の概要を申し上げますと、産業の振興につきましては、宿泊施設や観光レクリエーション施設を主体とした観光産業と、本町の基幹産業でもあります農林業との連携を図りつつ、特産品の開発など、新しい事業展開による産業の振興を計画しているところです。

また、本町に残された豊かな自然環境と調和をし、将来にわたって維持継承できるよう、今後、施設整備等において、美しい景観整備を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、交通通信体系や情報化の整備項目については、道路は住民生活に欠かすことのできないものであることから、利便性の向上、生活基盤の確立のために、安全・安心な道路網を構築して、生活環境の整備と充実を図ってまいりたいと思います。

情報化の推進につきましては、ブロードバンド構想の実現のため、教育、行政、福祉、防災等の情報の高度化を図り、学校、役場、各施設等への地域公共ネットワークの整備に取り組む所存でございます。

次に、生活環境の整備につきましては、生活する上で最も重要な飲料水については、今後も安定的な供給ができるよう努めてまいります。

また、生活雑排水によります水質汚濁を防止するため、今後も合併処理浄化槽のなご一層の普及を図りたいと考えています。

さらに、住環境の整備につきましては、今後も老朽住宅の建て替えを実施し、高齢者や障がい者にやさしい、住みよすまいづくりを推進し、良好な居住環境を

備えた住宅供給を目指します。

高齢者福祉、児童福祉等の保健、福祉の項目につきましては、高齢者の方々の豊富な知識を生かしていただき、地域文化の伝承や就業分野の開拓を図り、高齢者の生きがいづくりを推進してまいります。

また、介護が必要な高齢者につきましては、「第四期 高森町介護保険計画」に基づきまして、地域密着型サービスの整備を推進します。

児童福祉につきましては、少子化に伴い、定員割れの状況にあります施設の老朽化も見られることから、今後は保育園全体を視野に入れた大幅な見直しが必要であると思っております。

医療の確保につきましては、健康づくりの推進協議会等の活動を通じて、家庭からの健康づくりの方策を企画推進いたします。

また、生活習慣病予防強化を図るとともに、必要なときに医療サービスを受けられますように、医療機関への介護支援センター及び訪問看護ステーションとの連携を強化し、適切な医療サービスが受けられるよう、体制の維持に努めてまいります。

教育環境につきましては、老朽化した教職員住宅やプール等につきましては、随時、解体撤去を行い、財産の処分に努めてまいります。

また、生涯学習、人権教育、青少年の健全育成を推進し、誰もがいきいきと学べる社会の実現を図ってまいります。

最後になりますが、本計画に掲載されております各事業につきましては、一部の事業を除き、過疎対策事業債の借り入れ対象であり、その元利償還金の70%は地方交付税に算入されることから、有利な事業展開が見込まれるものでございます。

個々の事業実施につきましては、各年度の予算編成の中で、財政の見通し、予算総額等を勘案しながら、事業費の調整を行い、議会でのご審議・ご決定を経まして、事業着手することとなりますが、本計画承認につきましては、よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第50号 高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定について

- 議長（三森義高君） 日程第8、議案第50号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

- 住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第50号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

10月からのパスポート発給事務につきまして、議会だより「きずな」第41号に掲載をいただき、ありがとうございました。

パスポート申請に関しましては、熊本県収入証紙及び収入印紙を貼付いただくことになるため、申請者の利便性を考慮し、収入証紙、収入印紙を窓口準備する必要があります。このため、100万円の基金を設け、これに対応したいと考えております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第51号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 日程第9、議案第51号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管

理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第51号でご提案申しあげました高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案につきましては、平成21年度繰越事業で行いました移動通信用鉄塔が、9月30日をもって完成しますことから、永野局ほか8局を追加するものであります。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申しあげ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第52号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第52号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第52号で提案いたしました平成22年度高森町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、町道円福寺・坊ヶ平線、町道森・林線の整備事業の事業内容変更に伴います予算組み替え、また高森中央小学校外壁塗装工事並びに高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定に伴う積立金等であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,671万4,000円を増額補正として、現計予算と合算いたしまして、歳入歳出それぞれ3.9億2,410万3,000円となります。

5ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正につきまして説明を申し上げます。これは議案第50号で

提案いたしました高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定についてのところでご説明を申し上げましたが、パスポート発行事務が県から町へ移管されたことに伴いますＩＣ旅券の交付端末機の保守委託料でございます。

続きまして、６ページの地方債の補正につきましてご説明を申し上げます。番号１の町道整備事業の過疎分につきましては、町道森・林線整備事業の減額によるものでございます。また、番号４の臨時財政対策債の分につきましては、起債額決定に伴う減額を行っております。

以下、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

９ページをお願いしたいと思います。

９款の地方特別交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金等の見込額を調整いたしましたものでございます。

１０款の地方交付税につきましては、現時点での見込額を調整いたしました。

１４款、国庫支出金、第３目第３節の児童福祉施設等施設整備国庫補助金につきましては、県補助金に変更となったため、減額を行いました。

７目の第２節、社会資本整備総合交付金につきましては、町道草河原・前原線整備事業が狭隘道路整備事業の補助金対象になったことに伴います２５０万円の増額でございます。

１０ページをお開きいただきたいと思います。

１５款の県支出金、３目の民生費県補助金、第１０節、児童福祉施設等施設整備県補助金につきましては、１２節への補助金名変更に伴います減額でございます。

同じく第１２節の放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、施設整備補助金が、国庫補助金から県補助金へ変更になったことや、先ほど申し上げましたが、補助金名の変更並びに事業の内容充実に伴います増額でございます。

５目、農林水産業費県補助金、第１節、農業振興費補助金につきましては、ヒゴムラサキブランド研究会への県補助金、また新規就農者に対する施設整備等の地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業補助金を計上いたしました。

同じく第４節の農業委員会補助金３５０万円につきましては、農業委員会の権限移譲に伴います事務に係る農地制度円滑化事業費補助金を計上いたしました。

第１５款、県支出金、第３項、県委託金、２目の第１節、県民税徴収委託金につきましては、納税義務者が３００人減少したことに伴います委託金の減額でございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

18款の繰入金につきましては、いずれも21年度各会計の精算に伴います繰入金でございます。

19款、繰越金2,284万9,000円につきましては、平成21年度一般会計の決算に伴います繰越金でございます。

21款、町債につきましては、先ほど6ページの地方債の補正のところでご説明申し上げましたが、第2目、総務費債、第1節の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の決定に伴います減額でございます。

7目の第1節、道路整備事業費債につきましては、過疎債を利用して整備を予定しておりました町道森・林線整備事業の事業費の変更に伴います減額であります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費、3目の財政管理費の委託金につきましては、平成23年度中に公表しなければならない公会計に係る財務表の作成委託料でございます。

11目の企画費の負担金補助及び交付金につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の活用が多く、新たに3基分として48万円を追加計上いたしました。

19目の水資源対策費、繰出金につきましては、簡易水道事業債の繰上償還に伴います元利償還金分の2分の1を簡易水道特別会計に繰り出したものでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

第3款、民生費、2目の障害福祉費の委託料につきましては、ひきこもり障害者への家庭訪問を実施する事業に取り組むための予算を計上いたしました。

14ページをお開きいただきたいと思います。

4款の衛生費の予防費につきましては、日本脳炎のワクチンについて、積極的に接種をするように指導が変更されたことに伴い、3歳児全員について接種を行うための予算を計上いたしました。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第5款の農林水産業費、農業総務費につきましては、畑作地帯振興事業としてコンニャクいも栽培に取り組む計画がなされておりますが、そのための補助金として計上いたしております。

農業振興費につきましては、ヒゴムラサキ・ブランド研究会の補助金39万9,000円、並びに農業後継者新規就農のためのハウス施設建設や機械購入補助金として400万円、いずれも歳入の際に申し上げましたが、県補助金でございます。

6目の農業委員会費につきましては、農地制度円滑化事業費補助金を活用し、耕作放棄地の調査を行う経費や、古くなった農家台帳システムを更新し、データを整備する経費を計上いたしました。

16ページをお願いしたいと思います。

第7款土木費、2目の道路新設改良費につきましては、町道円福寺・坊ヶ平線の工事着工区間変更に伴う予算組み替えや、町道草河原・前原線道路改良に伴います用地の購入費でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

9款の教育費、2項、小学校費、3目、学校施設管理費につきましては、高森中央小学校は昭和55年建築後、約30年経過しており、校舎の外壁の損傷が著しいので、外壁塗装工事費として1,000万円を計上いたしました。

18ページをお開きいただきたいと思います。

8目の社会教育施設費につきましては、町民グラウンドのナイター施設の水銀灯の修理代でございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

12款の諸支出金の1項の基金費、8目の収入証紙等購入基金費につきましては、議案第50号で提案いたしました、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の積立金を計上いたしました。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、概要をご説明申し上げましたが、ご審議をしていただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第53号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第53号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第53号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に5,785万7,000円を追加し、総額を11億3,671万円とするものです。

概要について説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入の第1款、国民健康保険税は、7月の税額本算定に伴うもので、第1節、医療給付費分、第2節、後期高齢者支援金分、第3節、介護納付金分とも減額し、計488万円を減額補正いたしました。

第11款、繰越金は、平成21年度からの繰越額が確定したことによる補正です。

7ページをお願いいたします。

歳出の第1款、総務費の委託料は、第三者行為求償事務委託料及びレセプト電子化対応のシステム改修委託料107万8,000円を増額、第2款、保険給付費は退職被保険者の高額療養費の不足が見込まれるため200万円増額補正いたしました。

第10款、諸支出金は、平成21年度精算に伴う出産一時金、退職者医療給付費等交付金の償還金394万2,000円、一般会計への繰出金605万3,000円をそれぞれ増額補正いたしました。

第11款、予備費で予算額を調整いたしております。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第54号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第12、議案第54号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第54号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に196万5,000円を追加し、総額を9,668万5,000円とするものです。

6ページの歳入から説明申し上げます。

第4款、繰越金は、平成21年度からの繰越額が確定しましたので、196万5,000円の増額補正をいたしました。

7ページの歳出です。

第4款、諸支出金は、平成21年度の年金受給者からの特別徴収分の還付金を10万円、一般会計繰出金は平成21年度精算額が確定したため、41万1,000円を増額補正いたしました。

第5款、予備費で予算の調整を行っております。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第55号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第13、議案第55号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第55号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に8,224万6,000円を追加し、総額を8億4,859万1,000円とするものです。

歳入について説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第3款、国庫支出金の介護給付費負担金は、交付決定により383万9,000円減額、調整交付金は同じく交付決定により2,418万6,000円増額補正いたしました。

第5款、県支出金の第3目、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、施設開設の計画がある2施設に、開設準備経費助成として認知症グループホーム分の540万円、小規模特別養護老人ホーム分1,740万円、合計2,280万円を計上いたしました。

第7款、繰越金は、平成21年度からの繰越金を計上いたしております。

次に、8ページからの歳出です。

第1款、総務費は、歳入で説明申し上げました介護施設開設準備経費助成を同額の2,280万円計上いたしました。これはTTC有限会社、あそ和楽認知症高齢者グループホーム分と、岳寿会梅香苑小規模特別養護老人ホーム分です。

第2款、保険給付費は、今後の見込みにより介護サービスの経費をそれぞれ増額補正いたしました。

第7款、諸支出金は、21年度精算による国・県への償還額を計上いたしました。

第8款、予備費で予算調整を行っております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第56号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第14、議案第56号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第56号で提案いたしました平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,564万4,000円を追加し、予算の総額を2億777万2,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第3款、繰入金は、簡易水道事業に伴う簡易水道債借入金の未償還金を繰上償還するため、一般会計からの繰入金211万8,000円を増額、第5款、繰越金は、平成21年度決算額確定により1,268万7,000円を増額、第6款、諸収入の雑入は、高森町簡易水道省エネルギー事業の水源ポンプインバーター化エスコ事業で、電気料の削減効果が契約保証料に満たなかったため、株式会社ファーストエスコから削減補償金として83万9,000円を受け入れたための増額。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

第1款、水道費の17節、公有財産購入費は、大切畑地区飲料水確保事業に伴

う配水池用地として、当初200平米を購入予定しておりましたが、実測した結果、210平米になり、10平米分の用地購入費4,000円を増額、第2款、公債費につきましては、簡易水道事業に伴う昭和56年度と58年度に借入れをいたしました簡易水道債の未償還金の元金を繰上償還するため427万5,000円を増額、また繰上償還する借入金の利子3万6,000円を減額、第4款、予備費に1,140万1,000円を増額補正いたしました。

以上、提案いたしました、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第57号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第57号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第57号で提案いたしました平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に66万7,000円を追加し、予算の総額を4,389万8,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第3款、繰越金、平成21年度決算確定により、66万7,000円を増額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

第2款、予備費に66万7,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第58号 平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第58号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第58号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に27万4,000円を追加し、その総額を144万9,000円とするものです。

6ページの歳入から説明申し上げます。

第5款、繰越金は、平成21年度からの繰越額が確定したため、増額補正いたしました。

7ページの歳出です。

第2款、諸支出金は、平成21年度分精算による国・県社会保険診療報酬支払基金への返還額20万6,000円、及び一般会計への繰出金6万8,000円を増額補正いたしました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

町長から、発言の訂正申し出がっておりますので、発言を許します。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、挨拶の中で、介護保険のところで私が「不正」と申しましたが、「不適正請求」ということですので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第17 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第17、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月10日から9月15日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、9月10日から9月15日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時50分

9月16日（木）

（第2日）

## 平成22年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成22年9月16日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1番	森田 勝	過疎対策について	少子高齢化社会に対応した住みやすく暮らしやすい町づくりの考え方は。
			草部、野尻地区の旧小中学校校舎を今後利用する計画はないか。
4番	甲斐 直三	高森町自然環境保全要綱について	平成3年4月1日に施行された、高森町自然環境保全要綱に基づく申請状況は。また、今後見直す予定はないか。

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 立山 広滋 君

3番 田上 更生 君

5番 甲斐 廣國 君

7番 甲斐 正一 君

9番 三森 義高 君

2番 森田 勝 君

4番 甲斐 直三 君

6番 後藤 和昭 君

8番 相馬 俊行 君

10番 後藤 英範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	住民福祉課長補佐	廣木富八君
住民福祉課長補佐	岩下公治君	税務課長補佐	橋本和則君
産業観光課長補佐	古庄良一君	建設課長補佐	色見継治君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	古澤建生君	議会議務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、総務課長補佐 杉田則秋君からは、公務出張のため欠席届があつておりますので、報告いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります日程にしたがつて議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがつて議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番 森田です。

本日の質問は、町長、それから職員の皆さんもご存じのように、大変幅広く、私もどういふ質問をしたらいいかと迷っていますが、詳細な答弁の方をよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

朝晩涼しくなりまして、秋の気配がもう感じられるような時期になってまいりました。今年の夏は本当に暑くて、大変私も農業をしている傍ら、大変苦勞いたしました。現在、私もナスを作っておりますが、曲がり果、それからブク果と申して、本当に金になるかというような品物が出来まして、どうにかこうにか出荷しますと、お金になりまして、本当に私も安心しているわけでございます。その他、野菜についても、ピーマン、それから白菜、キャベツにおいては、しりぐされか、それから軟腐病などが出来まして、本当に農家も大変だった1年ではないかと思っております。品物が少なくて高値傾向で続いておりますが、なかなか農家の手取りも少ないような感じがしておるような感じでございます。

今から質問します過疎化対策について、何分幅が広く、特に地方によっては重要な問題ではないかと、私も常々思っております。初日の例会の日、平成22年から27年度まで、この対策を延長するというような話がありまして、私もいろいろ過疎化について考えますが、なかなかいいアイデアがあまり浮かびません。

この過疎化対策について、私たち議員も先月の8月の2日から4日まで、2泊3日という期間をもちまして研修をしてみました。行った場所は、四国の徳島県の上勝町という町でございます、徳島市から約40キロ、総面積の85.4%が山林で、平地はほとんどないといった状況の中の研修でございました。

標高は100から700メートル地帯で、その標高の中に大小55ぐらいの集落の町でありまして、町の人口がですね、平成17年度現在1,955人というような話を聞いております。高齢化率は48.5%、四国では本当に一番小さい町ということでございまして、私たちもこの小さい町のエネルギッシュな活動を研修してまいりまして本当に私なりに勉強になったと思っております。

この町において、ただいまから質問をします。廃校ですね、校舎を活かした複合住宅、この住宅は30年経過した小学校跡を撤去処理することなく、複合住宅に造り替えられて、現在もここに事務所、それから住居などが備えられた複合住宅として活躍している現場を、中にまで入って見て来た現在であります。うちの町においてもですね、町長もご存じのように、草部中学、それから野尻の小学校跡のめいゆう館など、現在、北部中学校においては自然学校の開校とされておりますが、経費も毎年15万円ほどかかっているような話を聞いております。今後、この草部中、それからめいゆう館、この管理運営をどういうふうにされていくのか、私は質問をいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、2番議員の森田先生がおっしゃいましたように、大変朝夕冷え込んでまいりました。一気に気温が下がったと、寝とっても寝冷えしそうな、子どもさん方も病気にかかりそうな、そのような季節になってまいりましたけれども、これが本来のこの高森町の標高550メートルから850メートルの中の季節じゃなかろうかなと思っておりますし、また私どものいよいよ実りの秋を迎えたがなど、そのような実感を最近受けておるところでもございます。

そういう中で、今日は一般質問ということで、森田先生の方からご質問がございました。一つの少子化、また過疎対策についてということでございますけれども、私も就任以来、数回の質問を現在受けてきているところでもございます、ご承知のように、このようなことから本年度も3月定例会におきまして、高森町地域福祉計画ということで、皆様方にご提案を申し上げます。

また、今回のご提案の中に、高森過疎地域自立促進計画ということで、町民が

安心して笑顔で暮らしていける、また産業の振興や雇用の確保ということで、町の元気を取り戻すということでご提案申し上げました。いろんなこの過疎地域というのは、いろんな諸問題を抱えておまして、この過疎地域指定されます、今回時限立法でございますけれども、平成27年度と、早い話が28年3月までは6年間、この過疎法を利用しながら、利用することにおいて、交付金として70%の国の方からの交付金があるということで、仕事を進めることにおいては、大変私どものこの疲弊した地方にとりましては、素晴らしい制度でございます、またお願いをしながら進めてまいりような部分があるかなと、そのように思っております。

その中で、今、具体的に草部北部、草部南部ということで、今お話をお聞きいたしました。草部北部につきましては、もう私が言うまでもなく、合併等の問題が、東中学校問題と合併等がございます、大変一番先に草部北部の方々には学校統合に協力をなされ、即されたとお聞きをいたしておりますし、またそういうことで今、体育館及び校舎等についても鉄筋コンクリート造りでございますけれども、素晴らしい校舎が残っております。いかに地元の方にご利用いただくかということで、議員の方々、また地域の駐在員の方々にもご相談を申し上げながら、また地域のファミリー農園とか、いろんな保育園もあそこに残っておりますけれども、そういう面を含めまして活動いただいておりますけれども、なかなかこういう時代で、一時的なものばつと、ここ半年1年はお客さんもお出でになりますけれども、なかなかファミリー農園もですね、継続をしていくというのは大変苦労があつてるんじゃないかなと、そのように思っておるところでもございます。それは骨折つとるからどうしなさいということじゃなくてですね、何とか行政といたしましても、地域の方々の背中を押すというか、何とかお手伝いをしたいということで、絶えず考えておりますけれども、これといった対策がなされていないのが今の現状でございます。大変申し訳なく思っておるところでもございますし、また草部南部につきましても、総合センターが出来まして、まだ木造の草部南部小学校も残っております。その隣には草部南部中学校の体育館、校舎と、これも鉄筋コンクリートでございます、本当に素晴らしい建物がございます。取り壊していいものやら、取り壊すには本当にまだもったいないなど、体育館は本当に現役で使えるし、また大変素晴らしい体育館でもありますし、地域の方々の一つの健康増進のための、また一つのスポーツをするための素晴らしい体育館であると考えておりますから、取壊しについてはちょっと考えておりませんが、やはり今おっしゃいましたように、一つの利用方法をどのようにするか、本当にそれを考えております。校舎につきまし

でも、何か老人関係とか、まあいろんな地域の健康を維持するため、また一つの老人ホームじゃなくて、そういう地域を自然の中で、また環境のいいところでやるということで、申込み等は来ておりますけれども、さあいざお願いをする、また煮詰めてまいりますと、どうしてもそこで腰が折れたというような感じになっております。決してこれは有料でなく、無償でも結構ですと、これはもちろんまだまだ一部も教育財産の中に含まれておりますから、私が教育問題のことでえらい言われはしませんけれども、いざというときになって、やっぱり腰が折れて、なかなか進めておりません。また、そういう面を含めますと、まだ校舎の方も、もうご存じのように、今何とか上色見小学校の方はお願いというよりも希望がありまして、危険校舎ではございましたけれども、解体をするときには責任をもって解体をしていただくという契約書の下にお貸しをいたしておるところでございます。素晴らしいロケーションということで、多くの方がお出でになっております。それはもう皆さんもご承知のとおりでございますから、問題はございませんけれども、事故があったときとか、いろんなことを考えますと、なかなか思いはまりができないというのが今の現状でございます。まだ、それ以外にも、尾下小学校、野尻中学校の方はお陰様で処分ができましたけれども、まだ野尻の尾下小学校の方等につきましても、まだまだ解決に至っていないと、まだ野尻の方には学校だけではなく、野尻の保育園もまだ、あそこの町の中心街に現在残っております。いろんな諸問題を抱えておりますから、何とか処分というよりも、有効利用ができるものとは、いろんなお願いをしながら、機会があるごとにお願いをしまいたっております。なかなか思うように進んでいないというのが今の現状でございますので、今後ともできる限りですね、この地域のことを考えながら、考えてまいりたいと、そのように思っておるところでございます。何分、解体といえ、即、財政面のことも考えられる部分がございますものから、是非、そのあたりもご理解をいただきたいと。私もいつも申しますように、よその真似をすることではなく、地元の地域の高森町にマッチした政策でなからにやいかん、また利用するものでなからにやいかんと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 自席から失礼します。

先ほど、野尻小学校跡地のめいゆう館といたしましたが、朋遊館の方に訂正させていただきます。

町長、ただいま解体することなく、今後していかななくてはならないというふう

な答弁でございましたが、私たちが研修に行った、これはよその真似をしないというふうな話でございますが、上勝町においてはですね、ここに私は今日はパンフレットも持ってきておりますが、この学校の中をですね、ごみをあまり出さないように改造されて、事務所内、それから住宅に使われておるということでございまして、この上勝町においてはですね、先ほど言いましたように、55集落の中から町内を5班に分けて、組織委員会をつくり、その中で各地区の代表者が話され、それから全体会を設け、自分の町をどういうふうにしていくかという全体からの中の話の進め方やら研修などを、やっぱり重ねてですね、今のような複合住宅、それから老人については、町長もご存じかと思いますが、木の葉、松の葉、いろいろですね、これをお金にされているというところでございますが、私がこの質問をなぜしたかというのは、町長も今話されましたように、私も常に草部中学校、ちよくちよく見るわけでございますが、あそこも現在、生涯学習センターに地域に貸されているというところでございますが、なかなか寂れて本当にもったいないと。前の町長、それから議員たちが一生懸命試行錯誤されて建てられた建物をですね、今後、有効に活かすためには、やはり町長自らですね、本当にどういうふうにあの建物を使っていくかということですね、私はもう真剣に考えていかななくては、先ほど申されたように、老人会に話しても難しい、いろんな方に話しても難しいと話されておりますが、こういう私たちも研修に行ったお陰で、こういう実物を見てきたわけでございますが、そういうですね、方向に、私はもう本当に取り組んでもらう、そういう町長の腰の座った取り組み方を私はお願いするわけでして、そういう魅力あるまちづくりをですね、今後、町長はどういうふうに、今言いましたように、南部中学校、それから町の中にもいろんなものがあります。そういうものを含めた魅力あるまちづくりをですね、今後どのように進めていかれるのか、そこをまた質問します。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、私も単刀直入に、正直に今の現状を2番議員さんにお話をしたところでもございます。

今、魅力づくり、一つの地域をいかに活性化、そういう思いで、いろんなただ観光とか、そういう人を集めるだけじゃなく、いかに私どもの町の人口を増やしていくかというのが一番ポイントになってくると思っております。一つ申しますならば、そこを利用していただくというためには、やはりこの人口減、また地域に残っていただくという方策をとということでございます。今の民主党さんの菅さんじゃございませんけれども、いかに雇用の場を確保していくかとかですね、そういうもの

をもってこんことには、ただ阿蘇に来なさい、阿蘇に来なさい、何しなさい、これしなさいと言うてもですね、それはなかなかうまく波に乗ればええばってん、機会あるごとに、本当にいろんな方をお願いをしながら、今進めております。決して、そういうことを忘れて、ほかのことをするわけじゃございませんけれども、やはり今おっしゃいましたように、いかに地域に密着した活性化ということで、今進めておるところでございます。形としてですね、なかなか見えておりませんが、腰を据えて十分やりたいと、やりたいというよりも、努力をしてやっておるところでもございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） やっておるところでございますという町長が答弁をされましたが、この町をですね、町長もぐると眺めてみますと、本当に山林が多うございます。この山林をですね、町長、活かされて、この独断というと、これはちょっと失礼になりますが、国の交付金、それから県のお金も当てにされなくてはできないというような話でございますが、町独自でですね、私はこういう方も一生懸命取り組んでもらって、国・県に頼らんというと、これは語弊になりますが、そういうまちづくりをですね、今後やっぱり進めていかなくては、これほどこの地方も一緒だと思いますが、国・県に頼るような町でなくてですね、そういう自分の自然を活かしたそういう方策のですね、そういうまちづくりを私は今後してもらいたいと、今日はこの過疎の問題について立ったわけでございます。上勝町においては、先ほど私が言いましたように、複合住宅の中に地元の木材を使った再生紙、パルプ、それからエコロジー材料などを使って、本当に立派な住宅が出来ております。私も交流館なのですね、今後の使い方、それから草部中学校の使い方、これは町長の判断のもとで、これは私は出来ていくんじゃないかと思っております。町長が、よしやるぞとはまるならですね、私たち議員も一緒に切磋琢磨して、私はもう作っていかなくてはならないと思っております。この校舎の造りはですね、排水は浄化槽に頼らなくて、バクテリア、これを利用して汚水、それから雑排水は浄化するというような、そういう体制もとられております。そういうですね、これは真似をという、これは町長にも語弊があるかもしれませんが、そういうとはですね、私はどんどん取り入れて、町にもこの自然を、いつも町長が言われていますように、ここは源流水と。源流水は源流水だから、そういうことをですね、私は取り入れてもいいんじゃないかと思っております。そういうことでですね、私も本当にいつも質問をしながら、町長の答弁はあと2、3カ月のうちにはっきりした説明ができると、いつ

も聞いておりますが、なかなか説明の方が十分にできておらないと私は思っております。特に、私が3月の質問の中でちょっと質問しましたが、高森町の土産物、そういうものは振興できているのかと言ったら、あと2、3カ月のうちに話をできるかもしれないというような話でしたが、その後、全然進展が見られませんが、話もありません。そういう取り組みについて、町長は本当に取り組んでおられるのか、そういうところをちょっと私はまたお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろんな今、私どももこれだけの、ほとんど山林を抱えておるわけでございますから、これこそ地産地消、2番議員さんも農協の理事でございますから、これほどキャベツ、大根、地産地消と、本当に最近は地産地消というのも少し忘れかけられたような大きな声が出らんようになりましたけれども、本来言うて、鉄筋コンクリートでなく、それは木造で造ってですね、交流館が全くその地元の材料を利用してやるというのが、今、交流館じゃなかろうかなと、そのようなことを思ったところでございます。もう一つ、今、3月頃からですね、森田議員がなかなか町長がはっきりせんと、今計画しよりも計画しよりも、半年経ちましたということでございました。本当に全くそのとおりでございます。私もですね、もう涙が出るほど悔しゅうしてですな、もう腹が立ってたまらんところはだいぶございますけれども、なかなか時間がかかってですね、もう何て言うていいですか、本当にこういう情けないことはありません。私が森田議員以上に腹が立って腹が立ってたまらんことも、もう口が酸っぱくなるごつ言いよりも。どういうこっちゃ、どういうこっちゃと、いや本当です。それから、本当にもうそれが成り立たんものですから、なかなかうまくいかんです、そらもう予算組んでありますけんですね、500万円。だけん、成り立たんではよかけん、するのは進んでいきよって思いますが、今回お願いしておりますのは、やっぱりその職員でですね、何か町の物語的なものを作って、つながっていくようなものを作ってでもということで、今、再度ですね、もう本当に申し訳ございません。それはもうお断りを申し上げますが、再度、一つの物語を作ってでも、再度もういっちょ取り組みなさいという指示は、今いたしております。何とか早い機会じゃなくて、もう時間ありませんですから、急いで議員の先生方に予算等を承認いただいておりますから、早い機会にやって進めてまいりたいと、そのように思っております。今日は、皆さん、こうやって幹部の人が全員後ろに座っておりますから、耳が痛かろうばってん、いっちょん進んらんけん、ほんなこつ情けのうしてな、腹が立ってたまりません。大体耳が痛ちゃ

あ者もおるとはおるばってん、ほんな話ですけん、正直に言いよつとですけん、そうやってしか言えませんですな。そういうつもりで入れております。私もこういう人間ですから、えらい怒ってですね、人をこうやって、何ばせんか、するこつせえ、どうせえというタイプじゃありませんで、やはり自分から、自らです、そのやる気を出して、本当にせにゃいかんということが、やはりうちの職員もそやん思うてただかんことには、私が口だけでやあせい、さあせえて言うてもですね、1日いうた日はなるほどそうばってん、3日目から忘れてよそ向いとるなら何もならんもんですけんですね、そういうつもりで皆幹部が揃うとらすけん、ちった分からつそと、そのように思います。よか質問していただいて、ありがとうございました。いつか言おうと私も思つとったしな。朝礼で言わにゃんかと思ひよつたところでした、ほんなところでございますけん、どうかご理解いただいて、今の質問につきましては、早急にご返事ができますように努力いたします。努力じゃなくて、急いでやります。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） まあ急いでやるということでございます。まあ町長も大変苦労されております。

また、この過疎はですね、恐らく今後、高齢者もたくさんおられますが、この町の中に1人で住んでおられる世帯が、現在385世帯というふうに聞いております。高森が210、それから色見が24、草部79、野尻が70人というような世帯がありますが、私がなぜこの質問をしたかというのはですね、これは上勝町ではございませんが、今後老人が団塊の世代がですね、どんどん老人になって入っていくわけでございます、もう1人世帯もだんだん私は大きくなっていくのではないかと考えております。これをですね、この南部ですね、小学校など、町で有効利用するためにはですね、そういう住宅を今後中に作成され、これは言葉は悪うございますが、一人老人を町の方で入居されて管理すれば、本当に都会に行っている子どもさん、それから孫さんも安心して、連絡が取れるんじゃないかと、私は常々思っておりますが、そのような考えは町長としてはないのか質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、一人世帯、遠くにお仕事の方でお勤めになる方が、子どもさんもお孫さんも安心して、じいちゃん、ばあちゃんは、高森に置いて、安心して生活ができるよというご質問かなと、そのように思いますが、そういう中ですね、今、私どもの町の方も、できる範囲内の住宅設備と、バリアフリー等につきましても、できる限りそういう施設をとということで進めております。住宅につき

ましてはですね、23年度から計画等がありますので、内容につきましては建設課長の方から少し答弁をさせます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。

一人世帯の住宅につきましてもですね、公営住宅法の条例等もだんだん緩和されてですね、優先入居ができるようになっております。また、高森町の今後の住宅計画につきましても、25年度から中原団地周辺を建て替えを行いまして、一人世帯とか、多い世帯、若者の入居者が混合して一緒に住まいして、安心してできるような今後の住宅の建て替えを計画していきたいと思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、建設課長の方から中原団地を25年、まあこれは私も建設経済委員の中で話は聞いておりますが、それも大事だとは思っております、確かにですね。新しく建てる住宅も大事です。しかし、今あるですね、この物件をですね、何も使わないでほたっておくというとは、もうこれは言葉が悪うございますが、そうでなくてですね、そういう中を改良されまして、私が今言ったような、そういう住宅を造ってはどうかという私は話をしておるわけでございます、住宅を造るには、私も反対はしません。しかし、そういう住宅を造る一方、そういうですね、前から建っていた建物がですね、もうだんだん古くなって、最終的にはさっき町長も解体をしないという話をされましたが、恐らく解体をせにやならん時期になってくるんじゃないかと思えます。それよりもですね、そういうものを手を入れて、何か使いやすいような使い道を、私は町長の方で考えられるならと、私もいろんな考えをもってございまして、町長もご存じのように、町の中にもですね、職人さん、もう60歳定年された人の中にもたくさんおります。そういう人をですね、そういうところで、先ほど何もできんけんすみませんというような話がありましたが、そういう職人さんを集めてですね、そういう検討会を私はしてもらうなら、高森町の物産、それから土産物がちょこちょこできるんじゃないかというような感じをもっておりますが、そういう点については、町長、どうお考えですか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、住宅の分について、今、建設課長が申しましたのはですね、これは建て替えがくると、もうかなり危険だという年数が経った部分と、耐震強度とかいろんな諸問題を抱えておりますから、そういうものについての来年、再来年度からですか、建て替えをしたいというのが中原団地だったろうと思います。

それと、今、あるものを再利用というのは、確かにこの高森町の中にはですね、そういう建物がありませんものですから、町内にはですね。上にのぼれば、それは山東部に上ればございますが、なかなかその山東部に行ってですね、この地域の人に住みなさいと、住宅を造ったから住みなさいというのは、なかなかその利便性とかですね、住む方々のそういう利便性とか、いろんなやはり便利が悪いから、どうしてもやはり町内に下ってくるというのが今の現状ではなかろうかなと判断をいたしております。できる限り、この町の方に下ってきて住宅に入ったり、医療の問題、いろんな交通の問題、いろんな面があるものを考えますと、どうしても上の方から下ってきてですね、この町部は住宅等は増えておりますけれども、要はどうしても減ってくる。そのへんがですね、なかなかかみ合せがですね、なかなかうまくいかないと、もう私が言っておりますように広い範囲でございまして、なかなかそのへんのうまくかみ合せができていないという、今の現状でございます。今、2番議員がおっしゃいましたように、いろんな学校、まだ残ってる分、学校の上の方は改良をしながら進めていくのがそれは一番ベターなやり方かと思っておりますけれども、ただ住む方を納得できる方ということになりますと、なかなかそこらあたりは今の住民の方々、また町外の方、県外の方々にもお願いするというのは、少し今現在では無理が生じているんじゃないかなと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 利便性が悪い、野尻、草部の人には、下におりてきてもらうというふうな町長の答弁でございますが、私もですね、それは確かにもうそれが一番もう理想のことだと思っております。しかし、やはり町長もご存じのように、住めば都、やはりですね、なかなか今まで自分が慣れた土地を離れたくないという年寄りの方も大変おられると思っております。それなのにですね、そういうことを町長が、私もこれはちょっと困ったものだという思いがしましたが、できる限りですね、そういう建物を有効に私は利用してもらうというような話でございまして、何も造ったから早う入れということじゃなくて、そういうことを今後検討されてほしいということです。先ほど言いましたように、職人さんなんか私はいんじゃないかと思っております。その中でですね、町の特産物、品物、土産物、恐らく出来てくるんじゃないかと思っております。

それからですね、町内の話も先ほど出ましたが、交流センター、それから高森駅ですね、駅方面にももう少し力を入れてもらってですね、観光客が来て、あそこの駅の周辺でですね、例えば職人さんに、夜、草履作りとか、わら、それから風鎮

祭の造り物、そういうですね、趣向を凝らした、観光客を呼ぶ、そういうことも今後考えられて、私はいくんじゃないかと思っておりますが、そういう点について、町長は何か考えはあるのかお尋ねします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、いろんなうちの中の少々、山東部と草部、野尻は山東部というですね、何か疲弊してしまつとるから、でけんとならないかという意味じゃなくてですね、本当の意味でもう私が言うまでもなく、皆さん方もご承知のとおりかなと思って、そのまま話したところでございます。また、駅と交流センターと、いろんな計画をしております。今回も今、何とか町にもですね、県民文化祭がございまして、絵画展等が開かれました。高森町を会場にして絵画展等が開かれまして、もう約20年近くなつたかなと、そのように思っております。その中でいろんな絵画を購入してございます。購入というよりも、描かれた方が低価格で、本当に絵の具代と用紙代ぐらいで、町に特選等については販売をされておって、また町の方がそれを今持っておるところでございます。そういうのも是非ですね、各地域でも見せて、各地域、また住民の方々、また一つ観光客、文化関係にも見せてあげたいということで、見せてやるべきだろうということで、今、ギャラリーということでですね、駅前の昔の米倉庫ですね、米倉庫を町からお願いを、持ち主さんをお願いをいたしております。それこそ、農協関係の米倉庫関係じゃなからうかなと、そのように今進めております。

それと、もう一つは、駅から湧水館、いろんな計画の下に各道路網整備がなされておるところでございます。もうしばらくすると、全体的な本当の高森町の散策ができるような形になるかなと、そのような思いで今おります。ギャラリーをまた一つの駅前の、ちょうど機関車があるところの横になりますが、そういうことで今進めておるところでございます。何分、四つ角から駅までを、何とかメイン通り、何とかしたいと。それと、もう一つは、今年の口蹄疫で中止になりました風鎮祭の催物もできませんでしたから、今度、10月の3日はねりんピックの予備大会がございまして、リハーサルがございまして、2日の日に産業祭なり、収穫祭なりと、まだ何のイベントの決定はなされておらないようでございますけれどもね、10月2日の日には行いたいと、職員を上げて計画をして、今進めておるところでございます。イベントも忘れがちでございますけれども、もういっぺんやって、そしてまたねりんピックのリハーサルを今年度やるということです。この本当の本大会は石川県で10月の9日から12日まで開かれますので、それに参加するということと、

来年度の熊本県のねんりんピックのグラウンドゴルフの予備大会が3日の日という  
ことで決定をいたしておりますので、ご報告方々申し上げておきます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 話が、何かねんりんピックの方に反れておりますが、せっか  
く建てられた建物でございます。過疎対策としてですね、私は有効に今後、この建  
物を十分活用されて、大事に使って、私はいかなくてはならないのではないかと  
思っております。

続きまして、高齢者について、ちょっと少しお尋ねをいたします。この過疎の  
中にですね、誰もが生きがいとゆとりをもって生活できる地域づくり、支え合う地  
域社会、公共交通機関等の整備をしながら、過疎対策をしていくというような話が  
うたってあります。今まで、町長も先ほどから話されましたように、いろんな議員  
さんたちが過疎対策、また少子高齢化について質問をされておりますが、なかなか  
これといった答弁が、私はなされていないんじゃないかと思っております。私もい  
ろいろ考えますと、先ほどから言いましたように、今の60歳の人はずいぶん、昔の  
私たちが小さい頃から見ると60歳の人と比べて、本当に若く生き生きしている人が  
大変多うございまして、この人たちを大いに活用して、私まちづくりのためにもう  
一頑張り頑張りてもらえんかと思っております。その中においてですね、先ほど私  
が言いましたように、そういう場所を一応高齢者の方に提供されて、風鎮祭の造り  
物とかですね、そういう場所を提供されるなら、私はもうちょっと観光客もですね、  
来てからどこに、町に行ったなら何が見られるとかいんじゃないかとですね、駅前  
なんか空いている場所を有効に利用されるような、私はもうこういう計画が一番  
じゃないかと思っております。農業を私もしていますが、いつも私は汽車には乗り  
ませんが、駅の構内から出てきてですね、町の中を見てもみますと、全然、これじゃ  
あ観光客は入ってこないなあというふうには、いつも思っております。

そこで、私もですね、ある商店街の若い人たちに田楽の小さいミニ版か何か作  
ってみらんかと、そういう話をしまして、イモはどぎゃんするかいと、イモは私  
たち農家が作付けするというような話をしまして、まあ話をしておりましたが、どう  
にもやはりさっき町長が言われましたように、ふんぎりきらないと。何で私がこの話  
をしたかというところですね、町長もご存じのように、高森町は田楽も有名でござい  
ます。観光客も降りてきて、臭いに、私はイモの焦げた臭いがぷんとしてくると、そ  
っちの方面に足が向いていくんじゃないかと思っております。そういう場所をちょこちょ  
こ私は作ってもらって、町の中に観光客が入ってくるような、そういうシステムを

私は考えてもらいたいと思っておりますが、そういう点については、町長、何かいい考えはもっておられるか聞きたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変素晴らしい意見には間違いありませんけれども、これは本来言うならですね、行政が背中を押して加勢することは十分できますけれども、一つ経済団体の話も絡むものですから、是非、商工会、農協、観光協会、いろんな方々がですね、やっぱり計画をまずすると。町が計画してせえじゃなくて、やっぱりそうせんと、何か町がしたら、町の責任でですね、町が造った物産館、何とかした堆肥センターになりますものですから、もう少し逆に言うならですね、町がするとは、ちょっと私はですね、町が店を出すような話ではちょっといかんとじゃなからうかなと、そのように思いました。できますことなら、そういう農協さんなり、物産館をどんと造っていただく、観光協会も造っていただく、そして商工会と一緒にしていかなとですね、町が家つくって、田楽をするという話、ちょっとですね、行政の方からというのは、ちょっと無理がくるんじゃなからうかなと、そのように思っております。応援はするですよ、背中を押してですね、できる限りのそういうことについて、どのような助成の仕方ができるかとか、そういうことについては行政の方がプロでございますから、そういうものについては、それとか場所的なものとかですね、町有地がいっぱい街中にありますから、こういうところにこういうものはどうだろうかということになれば、一生懸命応援ができますが、町が先頭になってやるというと、なかなかこの経済団体のことが地域の方が同じ田楽をするにしても、各お店もいっぱいございます。なかなか難しい部分が正直言っているんじゃなからうかなと。やらんという意味じゃなくて、無理がくるんじゃなからうかなと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 私は、町がやれじゃなくてですね、そういう計画などを町の行政の方でされ、それを団体の方にですね、こういうのは面白いんじゃないかという、そういう話を取り上げてもらうなら面白いんじゃないかと、私はそういうつもりで言ったわけございまして、何も町がやれということではなくてですね、そういう見解を今後は町としても考えられていってほと。何でこれを話したかということですね、これは両方とも経済効果が出てくるわけです。農家に対しても、それから商店街に対してもですね、そういう生き生きとしたのを何かつくらんとですね、今、町長が言われたように、先ほどから言われていますが、何をしたっちゃどぎゃんも

いかんとですたいじゃですね、こらもう何もできません、本当に。やはり、どこかでですね、そういった、これはもう私は何も金をかけてやれという話じゃございません。そういうことをちょっと庶民にですね、やっぱりアドバイスのな考えを出してもらったらと、私はそういう考えで質問したわけでごさいますて、そういった方面にもですね、高齢者、私は定年された方が大変おられますので、そういうふうな取り組みも面白いんじゃないかと思っております。まだまだ俺ども、まだ若い者には負けんぞという高齢者も多うございまして、どうかそういう考えも一つ頭の中においてもらっておきたいと思います。

それから、少子高齢化、少子化の方についてですが、私たちも町長もご存じのように、親よりも、祖父母から育った経緯がございます。厳しくしつけられ、今は私はあるんじゃないかと思っておりますが、今の子育ての支援をですね、いろいろ町として書いてありますが、これもなかなかただ支援をするということばかりで、何も中身がありません。その中でですね、私はもう先ほどから話をしていますように、やはりこれは何でできないかというですね、場所がなかつて、実際。例えば、中央公民館、それから交流センターに行けば年寄りがおらすと、昔の話ば聞かるつよと、そういうですね、やはり場所をつくってやると、私は子育てもスムーズに、今、若い人たちが子育てをしておられますが、そういう環境を実際つくってやるのが町としては支援じゃないかと思っておりますが、その点について、町長、どういう考えをおもちでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、児童関係でございますけれども、できる範囲内というよりも、今現在しよることについてはですね、働きながら、なかなか子どもさん方を育てる家庭も大変な部分がございますものですから、その支援を充実をするためにですね、また家庭の問題等を支援するために、その相談体制とか、また社協の方にも先生の方をお願いをして、今進めておったり、また学校が終わってからの児童を3年生までであります。今、高森幼稚園の方をお願いをしながら、今進めております。いろんな分につきましてはですね、一括して、子どもさん方がその家庭それぞれの環境がございますものですから、それに合わせた範囲内については、今進めるというよりも、行政の方もですね、何とか何らかの形で手助けをということで、今その子どもさんについては進めておるじゃなくて、今やっているのが現状でございます。子育て支援とか、いろんなものについても、今、各地域においてですね、進めておるところでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 家庭環境も違う、しかし子育て支援については、応援しているということでございます。支援ばかりじゃなくしてですね、実際、もう本当に私は先ほどから何べんも言いますように、行動しなくてはですね、支援支援ばかりじゃ、これは目に見えません。前はですね、今も現在もあると思いますが、母親同士が自分たちのお子さんを連れて一緒に相談会などをされておりました、その中でですね、やっぱり年寄りの話を聞くような機会をですね、私は設けられて、昔、私たちはこがんだったよという、そういう話も私は実際聞かれる機会もつくってもらったならいいんじゃないかと思っております。本当に難しい問題ばかりでございますが、特に私は少子高齢化、特に私たちもこれは高齢の中に入ってまいっております。そういうことを一生懸命町長が取り組んでもらわなくては、本当に私たちも高森町がどうなっていくかということも心配しております。

最後にですね、今、私が過疎、それから少子高齢化について質問いたしました、本当に町長がはまってやるなら、これは私は絶対できると。職員もですね、これは一生懸命頑張ってもらわなきゃ困りますが、先ほど私が言いましたように、土産物、それから物産品はですね、何月頃、目途がつくような形をとられるか、そこをちょっともうちょっと聞いておきます。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 先ほどからブランディングの話が出ております。先ほども町長がお断り申し上げましたが、私の方がその事業をやっております。本当に町長の方からは、もう結論出せ、もう結論出せということで、本当におっしゃっておられます。その中で町内に入り込んで、意識調査あたりも私はその結果をまだまとめておりませんので、その報告もまだやっておりません。そういうような状況の中で、本当に町にどんなものが必要なのか、またこれをよそに出していく本当の土産品とかというのがですね、売れなければ誰も飛びつかんというのが現状でございます。そういう中で、土産品をどういうふうにしてブランド化していくのか、そのあたりを今本当に進めておりますが、なかなか町長の性格から言っても、本当にお前たちは何ばしよつとかと、もう毎日のように尻を叩かれているような現状でございますが、なかなか森田議員がおっしゃいますように、基本的に私たちが今後進めなければならないのは、行政主催で行われてきた地域振興の検討を求めるだけでなく、自らが住んでいる地域の振興策、これは自らが検討し、その具現化に向けてやっていくのが基本だろうというふうにもですね、私はみんなと話す度に感じ取っており

ます。その部分をしながら、私としましては、先ほども森田議員がおっしゃいましたように、まちづくりに対するその事例研究、視察研修あたりも必要かと思いますが、まず地域住民の意識の改革、これが一番難しいということを、今、痛感しております。そういう中で進めておりますので、その部分でご理解いただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） ただいま総務課長の方から、一生懸命つくっても売れないなら、金にならないなら、駄目ということでございますが、この過疎についてはですね、私がもう一番初め、冒頭に申しましたように、町全体で取り組んでいかななくては、恐らく行政、それから職員、議員だけでは難しいと思っております。この問題はですね、本当に真剣に皆さんと前に取り組んで、私はいかなくてはならないと思っております。このまちづくりの問題はですね、私はやはり先ほど言いましたように、各地区に組織をつくって、その中からいろんな意見が、私はもう出てくるものと思っております。それを取りまとめ、将来のまちづくりについて真剣に今後考えていかななくてはならないと思っております。この町としても、過疎が進むばかりです。町長自らですね、その輪の中に入られまして、真剣に考え、それから町の将来のために音頭をとってもらわなくてはと、私は思っております。現在、高森町も、コンニャク、それからネギ、ナス、いろんな作物が出来ております。町長の口から、コンニャク、ネギ、ナスを作って、ハワイへ行こうという、そういうどこかにありました。そういうキャッチフレーズをするような町に私はしてもらいたいと思っております。本当にこのままでは寂びれてしまいます。真剣に、町長、取り組むようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

11時でございますので、11時10分から始めたいと思っております。よろしくお願いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。4番 甲斐でございます。

4月20日に、宮崎県で発生いたしました家畜伝染病口蹄疫問題も病原体の解明をされないまま、8月の27日に終息宣言がなされております。この発生から終息まで約130日間の間に、隣県でもありますことから、拡大阻止のために国道325号線、県境高森町の管内において、昼夜問わず、関係車両及び通行車両等々に対して、その旨の説明をされ、消毒液でこの消毒散布の様子を私も見てまいりました。大変な作業であったことでもあります。一刻も早く究明を望むものであります。町長はじめ、これに関しました職員の方々にご苦勞の念をねぎらいたいと思っております。

私は、一般質問の中で、景観条例が制定されておりますが、特にこの阿蘇外輪山の内側、通称、これは官地と私たちは呼んでおるわけでございます。その中におきまして、独自で高森町の自然環境保全要綱が平成3年4月1日施行されております。この状況を町長さんにご答弁をお願いしたいと思っておりますが、今後、この条例あるいは要綱等にも大変すぐ云々ということができません。それで、その前に唐突でございますけれども、町長さんにおかれましては、マニフェストに載っておりました、今、森田議員も大変痛いところをお突きになられたと、私もその方が同感でございますけれども、魅力ある観光の振興と産業の発展と、それから企業の誘致の促進と雇用の確保、また福祉の充実ということで、町長さんは2期目をされておるわけでございます。町政担当2期目として、日夜奮闘されておられます町長におかれましては、これまでの成し遂げられた奮起一番、何事にも情熱と全力をつくされ、私を忘れて常に公のために人生に哲学を堅くもっておられる方でございますので、3期目の町長の心意気をですね、これをまずお聞きしながら、この要綱につきましても、併せてお願いをしたいと思っております。何分、私も早くするのがモットーでございますので、前出しを大変申し訳ないと思っておりますが、表明という形でどういふことをされるか本人の口からお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さん、甲斐直三議員さんにお答えを申し上げます。

今、平成3年4月1日に施行されました高森町自然環境保全要綱に基づきまして、申請状況についてご質問のようございました、また、南阿蘇景観条例との関

係もありますので、併せてご説明を申し上げたいと思います。

本町におきましても、昭和62年3月に熊本県におきまして南阿蘇景観条例が旧長陽村、久木野村、白水村、高森町と、指定をされております。目的といたしましては、地域の特性を活かした環境の保全と創造を図り、緑と水が豊かで、県民にとって誇りのある、愛着をもって県土の醸成に資するというを目的といたしております南阿蘇景観条例が制定されております。条例は、景観形成を図るために、地域の個性を活かした一定の行為を行うということで、一定の行為を行うときに届出を義務付けておりますし、また指導、助言、または要請を行うことができるように定めておるところでございます。

高森町におきましては、高森地区色見、上色見地域の一部が景観条例に基づく行為の届出地域となっております。本町におきましても、平成3年4月に南阿蘇景観条例に基づきまして、高森全域に高森町自然環境保全要綱を制定をいたしました。高森町における開発の事業並びに活動に伴いまして生じる自然環境の破壊を防止をいたし、緑豊かな環境保全、自然の生活との調和を図り、もって町民の福祉の増進を資するというを目的といたして制定をいたしているところでございます。

この問題につきましては、申請件数とか、今の現状につきましては、課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 4番議員さんの質問についてお答えします。

高森町自然環境保全要綱の事前協議に第5条第5項で、熊本県景観条例に基づく届出を必要とするものは、町への届出を兼ねるものとするようになっておりますので、今回の件数については、南阿蘇景観条例に基づく届出も含めて報告いたします。平成19年度の町全体の届出件数は27件、平成20年度は19件、平成21年度は29件、平成22年度が8月末現在で12件の届出がっております。そのほとんどが高森地区色見、上色見地区の届出となっております。野尻、草部地区の届出につきましては、大規模開発行為が7件届出がっております。内訳といたしましては、平成20年度が大塚畜産の草地開発、尾下地区です。KDDI株式会社の鉄塔、河原地区、平成21年度はユニティファームの鶏舎、尾下地区、甲斐工業砕石場、永野原地区、NTTドコモ鉄塔、中・河原、平成22年度はNTTドコモの河原のほかにも数件の届出がっております。

以上、お答えいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 町長の表明は後ほどにしまして、今、課長の方がご答弁されました。これは大規模開発に係る申請だと思っております。私は、要綱の方で一応お尋ねしておるわけですが、大規模等々は管理しているのは、後ほどまた質問させていただきます。小規模事業者の届出はどんなふうになっておりますでしょうか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） お答えします。

事前協議につきましては、開発区域の面積が500平方メートル以上の開発の行為、開発区域の面積が500平方メートル以下でも、分譲を目的とするものは全て事前協議の対象になっております。また、事前協議の届出におきましては、建築等につきましては10平米以上、高さが10メートルを超えるもの、また温泉とか地下水とか、そういう湧水を目的とする土地の掘削、屋外の広告物等々が届出の義務となっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今、課長の方からの答弁は、これは建築法の方であると思えます。建物の方ですね。私は、これからお尋ねいたしたいのは、この要綱があくまでもこれは頼みます住民に対しては、要綱に準じた、これは平成3年のものをごさいます。その当時は今、議員の仲間もおられないと、ああそうか、後藤英範議員が10年ぐらい経ちますので、その当時の環境保全要綱ということになるかと思えます。

そこで、これは要綱と申しますと、任意で届けをするということをごさいます。それに対して、今言われましたこの官地内、要するに南阿蘇からこの周辺ですね、325号線ですか、これをまたいで南の方は緩やかな規制をされていると。こちらの色見の方、村山、色見から大戸ノ口、今の休暇村周辺、これは官地ということで、今課長が申されましたように、建物は2階と、3階ということはちょっと今のところ、許可は出していないという、県の規則でそういう形となっておりますが、この要綱につきましては、大変当たらず障らずの要綱でございまして、一つの中にも町長の意見を聞き、町長がある程度がその中のあれをお示しになるということになっておると思えます。

そこで、今、トラブルが発生しておりますのは、その今、課長が申されました建物、要するに別荘関係ですね、今、色見の方、これは色見の方も景観条例の中に

厳しくこれはうたってあるようでございます。その中にこれは認め入れていくということで、今開発が進んでおるところでございます。何らその点には問題はないと思いますけれども、高森町の独自の自然環境保全要綱等々には、そういうやつがうたっていないものですから、恐らくこれは当時の案でございますので、これに沿った申請をされる方もいらっしゃると思います。任意でございますので、それを分らず、そのまま中小企業の事業者の方は進めて、後から指導をされたり、あるいは勧告を受けたり、この法には罰則がございませんので、そのまま続行という、本当に正直で申請された方たちには厳しくその制約があると、この矛盾点がですね、この要綱の中にはあるわけですよ。そこを私はお尋ねして、今からまいりたいと思っております。大変、この要綱の中には実施要綱と指導基準ということで、それから南阿蘇、要するに今町長が言われましたように、旧長陽村、白水、久木野等々、それからこれは阿蘇市の方もそういう形であろうと思っております。この自然環境保全要綱ということは、住民にとりましては、このままで申請をする人たちもおりますし、またしない方もいらっしゃいます。今、建てましたところの後の排水の問題、それから村に対して灌水で、悪臭が出てきたり、また道路等の舗装をですね、ゆ着して、後でトラブルが起きたりということも山東部の方では起きております。こちらの町内はそれは大変、景観条例で厳しくされておりますのでありますけれども、町内全体に見ますと、この要綱を頼るほかなく、建設課の方にもそういう形でたまたま話に伺いましたら、こういう規則がありますよ、河川の条例によりますと河川法があります、建築法があります、森林開発等々の法律があるということを説明され、またそれに返って、とうとうそこには何もできないという形になって、初めて阿蘇市、一応振興局、あるいは高森町が阿蘇になりますけど、私たち山東部、野尻、草部になりますと、上益城、一応振興局の方にも届けなきゃいけないという事態もあるわけでございます。それで、私は、これの自然環境保全要綱という、これは悪いあれではありません。これは当たり前だと思っております、柔らかくしてありますので。それで、住民の方たちはこれに則ったことで申請をしますと、その次の段階がありますよということで、結局は県・国の方でやっていきますのは、これは大規模開発者にとりましては、これは当然のことでございます。でも、小規模、要するに個人がですね、今言われましたように、500平方メートルですか、数字でいいますと5畝ぐらいですかね、その上が1,000平方メートルということで、1反ぐらいですかね、建築物に対しましてはですね。それに開発する場合は、そういう形で、それは町でしまりよるわけですか、もう県の方にはいかない人も。これはやっぱり

県の方にいかんと、やっぱりいかんとでしょう。ちょっとお尋ねします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） お答えします。

高森町内には、いろんな法的規制がありまして、自然要綱だけで網羅できる部分はですね、町の届けだけで許可になっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） なにしろ、課長、あっさり言われますと、こっちもあのあれが言えなくなりますから、私もこれはしっかり勉強したわけではございません。勉強してないからお尋ねをしているわけでございますので、事務的な方のお答えでは、本当に住民の方たちは納得しないところがあると思います。私たち、納得しませんので、そこで納得するような形でですね、こういうような今言いましたように、500平方メートル以下に関しましては、こういうような条例があったり、要綱にはそういうことはあれですけど、これは町の方でしますということ是可以できるわけでしょう。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） どうもすみませんでした。

高森町にはですね、まず建築基準法の適用もございまして。都市計画法とか保安林行為とか森林地区内の開発行為とか農地法とかですね、それによりまして、住民の方が山東部に関わらず、高森地内でも特殊建築物等については、鉄骨とかそういうものについては建築基準法で届出がいるようになっております。その適用を受けない部分について、高森町全体の環境保全をするために自然要綱を設けまして、建物の状況、景観、排水、雨水、開発状況等を事前にチェックし、トラブルが起きないように町民と相談しながらやっていくということで、自然要綱を制定して、町全体の景観を図るとというのが目的でございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい、わかりました。

そこでですね、この要綱の中に文言に入っております。私もちょっと目を通させていただきましたが、平成3年にこれは施行されております。その後、平成6年にまた県・国が出ておるところもありますけれども、先だってから防災無線等で個人的に煙を上げているということで、防災無線で注意を呼びかけておられたようで

ございますが、この中は平成3年頃の当時でございますので、まだごみ焼き等の焼却炉ですか、等々もこれにはまだいいという話で入っておるようでございます。ほかにもございます。これは再度ですね、要綱をお確かめいただきまして、これから改善をしていかなきゃいけないところもあると思います。一方の方では柔らかくしてあり、一方の方は県と国の法律はこうだからということと言われますと、住民もこれからされる方たちは大変に戸惑うところも出てくるわけでございます。そこで、今、課長の方からも言われましたように、官地内はある程度は国・県が法で定めてありますので、これに対して私たちはうんということではできません。これはできません。それで、農地法のこともし言われましたので、農地法の関係で今、山東部の方にも大型開発されております大塚畜産あるいはユニティファームの方々、それから諸々その大きい開発行為に関わる届出等々があつておるといふことを言われました。第一に、今、昨年でしたかな、大塚牧場の方からの協定書云々とかで自然公園法の説明がこの2階でございました。その後、あれはどうなっておりますか。

課長、お願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今ご質問のあつたのにお答えします。

大塚畜産の開発ですけれども、この届けにつきましても、基本的に林地がありましたので、林地換えの開発行為ということで、県の方の届けが1ヘクタール以上で必要になっております。それについて、大塚畜産の方から2カ所について、林地開発届が出されております。その中の1カ所、大字中になるんですけれども、そちらの方はどちらかというと尾下の上の方ですね、ちょうど本間ゴルフ場の道を挟んだ反対側の鉄塔がある付近なんですけれども、そこについては開発を進められております。それから、もう1カ所の野尻地区ですけれども、地域は大字野尻になるんですけれども、祭場の近くにつきましてもはですね、これについては開発許可が出ておりますが、今のところ、大塚畜産とすればですね、全然動いてないということで、どうなってるんですかということで、私たちも県の方に尋ねましたが、今のところ、大塚畜産の方がちょっと扱う予定が現在のところですぐ工事にかかる予定はないということを県から聞いております。それに基づきまして、これは森林法に基づきまして進められておりますけれども、その中で環境協定を結ばせていただいております。

以上でございます。よろしいですか。以上で、大塚畜産についての現状はそういうことでございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今、課長の方から説明がありました。私もこの資料を今持ってきております。協定書の高森町野尻中地区環境保全協定書ということですね。これは事前協議がある前に、もう既に協定書の中に、町長をはじめ、近辺の竹田市、それから高千穂、これに阿蘇地域振興局の黒田浩一局長のもとですね、もう協定が結ばれております。21年1月23日、その後にくこうということで説明がっております。これは中地区の方でっております。そのとき、やっぱり地区の住民の方々たちが、その説明の中でこういうような問題があれば、もう少し早めに地区の方たちの説明を早めにするべきではないかということであったと思います。これはあくまでも協定書の中での説明でありますので、大変当時の社長がお出でになって、専務がお出でになって、大変態度が、お前たちが認める必要はないというような態度を示された覚えがございます。ということは何でかということ、地区の住民に説明があるならば、こういうもう協定書も結んでおるから、もうあんたたち住民には何も文句言うところはないと、すべてこの文言に厳しくこれはうたってあるから、もうただ説明をするのみだということの趣旨でございまして、地区の住民から反発を受けた覚えがございます。その後に、何もしていないんですね。これはしてないということになれば、将来もしないということですか。

そこで、私がお聞きしたいのは、もしこういうことが起きますと、取り下げをするということになりますと、やはりある程度書類を作って、地元の人たちに説明をしていただかなくてはいけません。これは先ほどのこれは複合しますけど、ユニティファームさんの事例もございます。その前に大変、大塚さんのあれが無許可でされておるのが判明をして、それから急いでやられたということで、もう既に自分の所有している山林等が大分開発をされておったと。それで、地元の方たちからその意見が出されてですね、今そういうような結果で、何もしていないということでございまして、地元の方は私たちの方にそういう形で、あらどうなるとかいた。あれはそのままな、そして今、ユニティファームさんの今度されております、ちょうど河川ですか、あそこらへんがちょうど絡みますのでどうかなということで、私たちもその中をはっきりお聞きをして、もしあれはそのままの状態である、この環境保全協定書がまだ生きておるのか、これが何年もすれば、これは自然的にもう廃棄するのか、恐らくこしこの文言が入っておる中ですから、取りやめでもされるということになれば、ある程度書類をご提出いただいて、こちらの方にも、この事務局が高森町環境保全協議会に対しては産業観光課に置くということになっており

ますので、実際、あそこは行って見られておりますか。ちょっとお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、申された基本的には森林法に基づきます林地開発行為ということで届けが出されております。まず1点目ですけれども、協定書につきましてですけれども、林地開発の許可につきましては県の行為でございます。県が町村の意見を聞いて許可をするという形になっております。その中で私たちは林地開発の行為届が県の方に出されましたので、県の方から意見を求めるということで来ました。その中で、私たちが強く要望したのは、大塚畜産さん、これまでこういう状況ですということで、新たにしてもらおうとこういう問題が起きますよという、かなり強い意見を県の方に提出をいたしました。その中で、その一つとしてが、とにかくどうしても県としては正式な書類が出てくれば、当然、開発をやる場合にはいろんなトラブルが出るわけですけれども、設計書とかを最終的に精査して問題ないとすれば、許可せざるを得ないという県の見解でしたので、それではもう協定書なり、最低は結んでくださいと。協定書については強制力はありませんけれども、これも大塚畜産さんと県に強く要望をしております。ですから、開発行為の許可を出す前に協定書を結んでください。これについては、地域住民が非常に特定しにくいですので、関係のある大字中の方が大野川流域になりますので、竹田市さんも含めまして、大字野尻の方は逆に今度は五ヶ瀬川流域になるということで、各市町長さんをお願いをして、協定を結んで、何らかの問題が起きたときの規制を加えにゃいかんということで進めております。今言いましたように、森林法の許可につきましては県ですので、私たちが一つについては終わっております。大字中については終わっておりますが、大字野尻地区の方につきましては、何の動きもないので、県の方にも再三問い合わせをしております。一時期ですね、ちょっと動きがあったんですよ。こちらに連絡来てませんよと言ったら、それはその地域のちょうど外をちょっと扱われたぐらいだったんですけれども、現在、最近は聞いてないんですけれども、現在では一応基本的には開発の工事規格がいろいろあるんですけれども、延期という形ではなってるそうでございます。ただし、大塚畜産さんがされるかどうかという意志までは、そこは確認はしておりません。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい、わかりました。

延期願が出ておるということになれば、それに従って、住民の方たちもそうい

う形でしなきゃいけないけれども、あの周辺は大塚さん、それからまた今ユニティさんが開発をされ、またもう稼働されております。中にちょっとトラブルがあったということも聞いております。そこをやっぱり今後ですね、お考えをいただいてやっていただきたいと思っております。

今、大規模林地の開発についてのみでございました。あの周辺にやっております、その小規模のことでお尋ねをいたします。課長、また再度お願いしたいと思いますが、今、あそこの祭場、それからあのルートですね、広域消防からずっと上がりました、あの上の方が今ユニティさんがされております。その反対側の方も今、あそこは自然保護法の指定地区にもなっておりますのでございます。そこを今度は、大塚さんはやろうとしておったところでございますが、その下流になりますと、まただんだんと河川法にまたがった広域消防から下、橋から下になりますと、だんだんに河川法に絡んでおりますので、小規模開発されている事業者の方が、これは無届けでやっておられるとじゃなかろうかと私は思っておりますが、その先ほど申しましたように、森林地ぐらいはですね、ちょっと規制するような指導はできないかなど、これは個人的な考えでございますが、何組かおられます。これははっきり言いますと、堆肥に関係してくると思います。こういう関係はですね、どうしても下流地区の方たちからですね、やはりもう話が出てきておりますので、こういう観点は、要するにやっぱり要綱の中で指導をするほかはないわけですかね。お尋ねします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のお話からすると、家畜排泄物関係。

○4番（甲斐直三君） まあそういう形になります。

○産業観光課長（後藤正三君） 家畜排泄物につきましては、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というのがございます。この中でですね、そういうのをほったらかしたらいかんということじゃなくて、非常に法律的なものがありまして、管理基準を設けて管理施設で排泄物は管理しなさいという条例が出ております。その中にも今度は家畜は大体何頭以上であれば、その基準に基づいて排泄物をそこで管理しなさいという、非常に曖昧な言い方でございます。ということはどういうことかといいますとですね、堆肥と書いてないんですよ。排泄物をそのままにしたら駄目で、適切な管理をしなさいということでございます。場合によっては、ひどい場合には罰則規定等もございますが、今言いましたように、一つはこの法律はそういうのを罰則しようという法律というよりも、今最近言われていますけれども、そういうのを堆肥化して、循環型の農業をやろうという、どっちかという、

そちらの法律でございます。その中でそういう適正な管理をなささいということでございますが、これに対しましては、例えば臭気の問題ですね、それから流れる排水の問題、その都度、いろんな苦情が出てきた場合にはですね、一応農家の人に指導といいますか、こういうものを改善してくださいというお願いをしております。なかなかそこらへんの指導が難しいというのが農業自体が畑とかに積んであるんですけれども、これ自体が例えば塩分を抜くために何時間積んどかなんとかですね、いろんなこれまで農業をやられてきた中で堆肥の利用の問題もでございます。ですので、なかなかそこらへんを全体的に厳しく指導をやってしまいますと、本来の今言いました循環型農業をやろうよという法律とも矛盾する部分もございまして、じゃあ農家がそれだけの大規模な施設を建てて、家畜排泄物をですね、そこにすべての農家ができるかという、非常に難しい問題があります。ただし、水質汚濁防止法とかいろんな問題がありますので、そういう問題があるところについては、改善をお願いしてはいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい。今、課長の方から説明がございましたのは、飼育衛生管理基準法の策定の中に、基準制定の背景ということで、今、課長の方が言われましたとおりで、これはなかなかこの法は言いにくいところもございます。

そこで、この今の環境保全要綱の中にはですね、一応この何条ですか、適用除外ということになっておりますね、要綱の中では、農業振興地域の整備に関する法律ということですが、要綱の中ではこれは適用除外ということですが、ちょっと私が勘違いしておるかもわかりませんが、第10条の適用除外ということがうたってあるとですが、これは農業の尿処理関係はそうだと思います。届無しでも小規模の農家の方たち、特に畜産関係はこの点で憂慮されておると思います。ただし、町長がその都度定める事業に関しては町長がこれを定めるということで、まず文言の後は必ず最後には町長ということに入ってきております、この要綱の欄は、最後には。そういうふうな柔らしいといいますか、その要綱でございますので、どうしてもそういうような法が入りますと、わざわざ高森町独自の自然環境保全要綱あるいは実施要綱、指導基準等々が絡んでいきますので、住民の方たちは大変その点がどうか惑わされたりしているんじゃないかなと思っております。私もまだ今から勉強しなきゃいけないところもございましてけれども、この今申し上げましたことに対しまして、沈殿池でも造っていただくようなご指導はできないものか、そ

こをお尋ねしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 先ほども言いましたように、それをそのものを流すということ自体はですね、水質汚濁防止法とか、流下汚濁防止法という公害の法になってくるんですけども、基本的にはこの法律につきましては、県の方が指導・助言をするというふうになっております。今言いました、例えばここに沈殿池を造って、それを出ないようにしてくださいという指導・助言はできると思います。そこらへんについては、ある程度、そういうところがあればですね、そういうふうなお話はしていきたいと思っております。

それから、今おっしゃいました農業振興地域の整備に関する部分が排除されていますけれども、これにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律とうのがあります。俗に言う農振、農振と皆さんが言っているやつです。これががちっと固めておりますので、この中でそれを外すこと自体がですね、県の方のかかなりの診査が要ります。一つはそういう理由があって、農業振興地域の計画とかが別個に国の法律としてありますので、そういう形でこれは農業同法で農業の人に許可しやすいとか、そういう問題じゃなくて、農地を農業振興地域だということで決めて計画的にやるということで、これを外す場合にもかなりの書類が必要です。そういうこともあって、この中では外れているんだと思います。

それから、もう一つの森林法ですけども、先ほども言いました森林法につきましても森林計画がありまして、法律の中できちんと届けをやらなくてはいけないと。先ほど言いました1ヘクタール以上ということで、確かに少ない部分、それ以下の部分は届けが法律的に必要ではありませんので、景観条例、町の要綱で定めていますけれども、その森林法できちんと定めてあるということで、その部分については、取り除かれているのだと思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい、わかりました。

わかりましたと申しあげましたが、理解はちょっとまだあれでございますが、一応わかりましたということにしておきます。

ちょっとまた、この環境保全協定のことでちょっとお尋ねしたいと思います。これは課長、よろしく願いいたします。一昨日、ユニティファームさんのことでございますが、このとき、このユニティファームさんの幹部の方たちがお出でになりました。そのときですね、この環境保全協定書ですね、これはもう可としてやっ

ております。でも、今からでしょう。この協定書組み合わせの、簡単にちょっとよろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 先ほど説明しました林地開発については、前もってもらったということで、今回の場合は今、協議中で、作成中ということですが、一つ今回の場合、養鶏場につきましても、私たちもですね、どういう問題があるんだというのがちょっとわからないということで、建設中からずっとユニティファームさんと文書をずっとやり取りをしておりました。最終的に、ユニティさんと私たちの中では、この文章でいいたらうということで落ち着きまして、現在は県の振興局の方にその内容を確認をしていただいております。基本的にはほぼ作業は終わっておりますが、あとは振興局の方で文言を入れた方がいいとか、そういう意見等、それと立会人をですね、振興局の方をお願いしております。県にお願いしておりますので、文章をかなり細かくチェックをされているという状況でございます。振興局の方でOKが出れば、もうすぐ協定を結ぶということにしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 当時、これは言われたいものから、会社の方からお出でになる前にですね、そういうことを課長の方に言うわけはございませんので、あえて今日はちょっとお聞きしたところでございました。慎重によろしく願いしておきます。

それから、昨日、これは恐らく、すみません、教育長の方になると思います。これも一つやっぱり関連をしておりますので、ちょっと簡単にご説明していただきたいと思います。昨日、米塚の方で阿蘇の文化遺産のことですか、これは、ジオパーク委員会に申請しているが、残念ながら最終審査の結果、ジオパーク関連の案内板、整備が進んでおらず、訪問客への対応が十分でない、この十分でない、阿蘇ジオパーク推進協議会の会長は、阿蘇市長でございます。大変残念で次回に向けてさらに努力していきたいと、これをちょっとお尋ねしたいところですが、私たち住民は何のこっちゃということ、今朝も電話がかかりましてですね、この中でちょっと聞いてみてくれんかということもありますので、もしこれが社会文化遺産とか、世界遺産とか、そういうような通じたところの段階であればですね、高森の町民の方々にもある程度の説明をされていいんじゃないかと。

それから、これに関しましては、山都町の一部ということになっておりますの

で、山東部の野尻、草部は、これは入らないのか、それとも恐らくこの管内だと、阿蘇市からこうだろうと思いますが、これは教育長でございますか、ちょっと簡単にご説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） ご質問にお答えをさせていただきます。

ジオパーク、これは日本の指定は、国内指定は受けられ、世界の指定を受けるということで、7カ町村足並みを揃えて取り組みを行っていただいております。その中で、今回は申請が世界の方に申請ができなかったということで、続けて申請をしていくというふうな内容の記事でございました。これを申請をし、それが認められて、世界遺産の方につながっていくものでございます。やはり啓発的な部分が少なかったというふうなお話もございまして、今後は小学生、中学生向けの授業も取り組んでいくというふうな先日の説明もございました。そういった形で、いろいろ今後は動きがまた活発になってくるんじゃないだろうかというふうに思っております。

以上で、ご説明を申し上げます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今までの私の質問にお答えをいただいて、まだまだなところが、大変この条例、それから要綱等々については、奥が深こうございます。1時間ぐらいでやり取りというのは大変難しゅうございます。そこで、冒頭で町長のことも、3期目の心意気をということで、私は話しましたところですが、これも簡単に、恐らくまた、それ次第では12月の議会に一般質問者も相当いると思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご配慮に有難く感謝を申し上げるところでございます。私も今、町民の方々とお約束してまいった分が、今どのように出来てきたものか、また本当の意味での町民の方々の視線に立って出来てきたものかと、今ちようど反省をしながら熟慮をいたしているところでございます。まだ、その発表というかですね、3期目のことに関しましては、まだそこまでよく把握をしておりませんが、できましたらもうしばらくお時間をいただくと有難いがなと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 私も町長も、何でも早いことやるのが性分でございますので、今日はちょっと熊日の方もお出ででございます。小国の方の町長も早々表明をされ

ておられますように、もう少しでも早めにですね、町長、ご決断をお願いしたいと思っております。

今日は、森田議員と私の2名で質問をさせていただきました。明日、明後日、明日までは本会議でございます。明後日は、保育園の合同運動会ということで、大変、園長代理の熊谷先生、それから瀬井先生、今日は、質問はいたしませんでしたが、大変お世話になると思いますが、今日はありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時00分

9月17日（金）

（第3日）

## 平成22年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成22年9月17日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第59号 工事請負契約の変更について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
税務課長補佐	橋本和則君	産業観光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君

色見保育園園長代理 瀬井 類子 君 代表監査委員 色見 弘司 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤 建生 君 議会事務局庶務係長 後藤 一寛 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第59号 工事請負契約の変更について

○議長（三森義高君） 日程第1、議案第59号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第59号で提案いたしました工事請負契約の変更についてご説明いたします。

移動通信用伝送路設備構築工事につきましては、去る6月28日開会の第4回議会臨時会において、6,363万円にて可決いただいたところではありますが、今回、工事内容の変更により6,542万7,511円に変更するもので、増額179万7,511円となります。

変更工事内容の主なものにつきましては、NTT柱に転架申請しておりましたところ、強度不足により転架不承諾となった電柱24本につきまして、自営柱にて敷設したことによる増額変更です。

なお、基地局のサービス開始につきましては、河原、市野尾、上玉来、牧戸基地局につきましては、去る9月6日午前中から既に試験サービス開始を行っております。

残りの永野、高尾野、大畑、大畑東、大畑南基地局につきましては、来週9月21日午前中にサービス開始予定となっております。

竣工検査後の10月1日から正式にサービス開始を行います。

以上、議案第59号につきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号、工事請負契約の変更についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

#### 認定第1号 平成21年度高森町各会計歳入歳出の決算について

○議長（三森義高君） 認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9月10日、午前9時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長、東総務係長は欠席でございます。詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

同じく、午前11時から、税務課より村上課長、橋本課長補佐及び各係長に出席を求め、また午後1時から、会計課より甲斐課長に出席を求め、さらに議会監査事務局より古澤局長及び庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9月13日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

また同じく、午前11時5分から、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出の決算の認定につきましては、9月14日、午前9時20分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

また同じく、午前11時10分から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成21年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

議案第48号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（三森義高君） 議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきましては、9月10日、午前9時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長及び杉田課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、組合議員の選挙方法が全部改められ、変更後の規約では組合議員は関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員のうちから選挙する。ただし、関係市町村の長は、当該関係市町村の議会の議員のうちから組合議員1人について指名することができることと定めていることから、ただし書きの必要性があるのか、また削除すべきであるなどの意見が出されました。このことを付け加えておきます。このようなことから、本規約につきましては、今後において、再検討されることを望むものであります。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第49号 高森町過疎地域自立促進計画について**

- 議長（三森義高君） 議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画につきましては、9月10日、午前9時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長、東総務係長は欠席でございます。詳細に説明を受けまして、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画につきましては、9月13日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また同じく、午前11時5分から、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画につきましては、9月14日、午前9時20分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説

明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また同じく、午前11時10分から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、高森町過疎地域自立促進計画については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第50号 高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第50号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定につきましては、9月13日、午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び河崎住民係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、高森町熊本県収入証紙等購入基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第51号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第51号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、9月10日、午前9時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、高森町移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第52号 平成22年度高森町一般会計補正予算について**

- 議長（三森義高君） 議案第52号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第52号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月10日、午前9時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長、東総務係長は欠席でございます。詳細に説明を受けまして、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月13日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また同じく、午前11時5分から、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第52号、平成22年度高森町一般会

計補正予算につきましては、9月14日、午前9時20分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また同じく、午前11時10分から、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第53号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第53号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月13日、午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。  
お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第54号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第54号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月13日、午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第55号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月13日、午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び阿部介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 56 号 平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第 56 号、平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3 番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 56 号、平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9 月 14 日、午前 9 時 20 分から、第 3、4 委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、水道料金の滞納者、滞納額が増加傾向にあることから、悪質な滞納者については、停水も含めた厳しい対応をとるべきではないかという意見が全委員から出されたことも付け加えて報告しておきます。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号、平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 57 号 平成 22 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第 57 号、平成 22 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の

報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第57号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月14日、午前9時20分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第58号 平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第58号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第58号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算につきましては、9月13日、午前11時5分から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会につきましては、昨日16日、午後1時半から、第3、4委員会室におきまして、9月の定例議会の議会広報紙「絆」につきまして検討会を行ったところでございます。

その結果、内容を説明いたします。本会議の議決事項、これは議案の内容説明等も含みますが、各常任委員会の状況報告あるいは一般質問、議員の研修活動の報告、養鶏場進出対策特別委員会の報告等、そのほか重要と思われる事項等を中心に紙面づくりを行っていくことにしております。

また、第1回目の議会広報特別委員会を今月の27日、月曜でございますが、午後2時から開くことも決定をしております。

発行日につきましては、11月10日、水曜日に予定しました。

執行部、また議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 養鶏場進出対策特別委員長 後藤和昭君。

○養鶏場進出対策特別委員長（後藤和昭君） 6番 後藤です。

6月議会後の養鶏場進出対策特別委員会の報告を行います。

第8回特別委員会を22年7月2日、午後1時から、第3、第4委員会室にて行っております。委員全員出席と、説明のために出席した者として、宇藤副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、ユニティファーム熊本から佐伯氏と松山氏です。職務のために出席した人として、議会事務局長でございます。

審議の経過及び結果、ユニティファーム熊本における口蹄疫予防対策について、松山氏より、雛の搬入経路、出荷経路、それから搬出経路、指導員の経路について、詳細に説明がございました。すべての車両の消毒作業を独自に実施している。実施の場所は、安藤石油様の地内。自家用車については、事務所内にて洗車消毒を行っているということでございます。これは非常に宮崎県で口蹄疫が発生いたしまして、高森町も苦慮したわけでございますが、その中におけるユニティファームさんの独自の努力をされている模様が詳細に話されました。

それから、その他といたしまして、鹿児島県霧島市に食鳥処理場、これは別会社でございますが、河川沿いに建設されていると。排水処理状況について、視察研修を実施、これは日程については今後調整というようなことで、後藤課長の方から報告がなされております。

続きまして、9月14日、午後3時から、第3、第4委員会室において、出席委員全員、それから説明のために出席した者、宇藤副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、ユニティファームから岡本社長と佐伯さん、職務のために出席した者として、事務局長にお願いしております。

審議の経過及び結果、第8回特別委員会以後の経過報告について、甲斐審議員より説明を受ける。7月2日、尾下、草部地域において、回覧で蔵地台地で建設断念について周知。7月22日、草部北部地域で説明会、出席者10名。7月27日、尾下地域で説明会、出席者20名。

環境保全協定書の締結について、現在、本町内に建設されているPS、CS農場について、ユニティファーム熊本と高森町との間で、公害防止のための環境保全協定締結に向けて準備している。協定にあたっては、阿蘇地域振興局を立会人としており、今後、会社、町、振興局とで、協定のすり合わせを行い締結する。

今後の展開について、ユニティファーム、これは岡本社長、佐伯氏説明。食鳥加工場の予定候補地2カ所について検討したが、用地については問題がないものの、用地、農地等の認可及び地権者が多い等の問題があり、心配されているというようなことでございますが、これは6月議会において、委員会の方から提案でございま

したが、第2、第3というようなことで提案したわけですが、これに対しての答弁でございます。

検討用地の候補地として、適地があれば提案していただきたい。それから、食鳥工場の建設は、高森町以外に考えていない。委員全員で強く迫ったわけです。何か揺れ動いとするような気持ちも、ものすごくしたわけですが、委員全員で、本当につくる気があるのかというようなことを強く迫ったわけですが、何分にもPS、CSの状態がまだ2カ所だけで、加工する工場に値する稼働率とか、そういうやつを詳細な説明を受けましたが、委員といたしましては、これは何としても町内につくらなければいけません、山都町あたりに展開しております状況を踏まえながらですね、今後もうちょっと販路ができないと、非常に難しい状況にあるんじゃないかと思いますが、いかにしても進出企業でございまして、委員会の方からどうかこうとか申せるわけじゃなくて、場所の選定も早く決定してくれというようなことを強く求めております。

大規模工場の、これはもう排水関係でございまして、建設には県の届出の際に、白川漁協組合との承諾を必要とする。ただし、法的には必要ないというような報告を受けております。白川漁業協同組合に対しては、既に会社で説明を済ませているが、許可を得ているわけではないというようなことで、今後は個別に理事さんを通して対処していくというようなことでございます。

以上の説明を受けたが、各委員から、委員会は意見を聞く場であり、決定権はない。今後、食鳥工場の候補地については、絶対に高森町に建設されることを前提として用地を決定し、議会に提案されたいと強く要望しております。

今までの経過報告でございます。以上で終わります。

○議長（三森義高君） 以上で、特別委員長長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（三森義高君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について**

○議長（三森義高君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

9日間の第3回高森町議会の定例会が9日間をもって終了するわけでございます。大変暑い中に始まりまして、ここ2、3日急激な秋空と申しますか、そのような気候下の中で行われた議会でございます。今日をもって終わるわけでございますけれども、今後、議員の皆様方におかれましては、いろいろと諸行事等も入っておりますので、何卒ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、執行部におかれましては、今までの議会の中身にもありまして、予定執行、いろいろな面でご努力をいただき、高森町繁栄のために頑張ってくださいようご祈念申し上げ、本日の挨拶に代えたいと思います。

会議を閉じます。

平成22年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成22年第3回定例会

平成22年9月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111